

# 毛呂山町こども計画

第3期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画

[令和7年度～令和11年度]



もろ丸くん

令和7年3月

毛呂山町

## はじめに

本町では、令和元年度に幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を目的として「第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町民の皆様のご理解、ご協力のもとに、さまざまな取り組みをすすめてまいりました。

この計画は5年を1期として作成するものとされ、令和6年度をもって終了となることから、このたび新たにこども基本法に基づく「毛呂山町こども計画」を策定いたします。

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」など、こどもや若者に関する市町村計画としても位置づけられており、制度の壁、関係部署の壁を超えて、こどもや若者に関する施策を一体的に推進します。

策定にあたり、アンケート調査を実施し、子育て家庭のニーズをうかがい、また当事者であるこどもたちからも直接意見をいただきました。その一つひとつを真剣に受け止め、今後5年間に、本町が取り組むべきこどもや若者に関する施策をこの「毛呂山町こども計画」にまとめています。

本計画の推進には、行政だけではなく、地域、家庭、教育・福祉・医療等の関係機関の協力、連携が不可欠となります。こどもや若者、子育て家庭を社会全体で支えあい、こどもから高齢者まで笑い合えるまち、活気あふれるまちづくりを目指してまいりますので、より一層のご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました毛呂山町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査に貴重なご意見をお寄せいただきました多くの町民や関係団体の皆様、そしてこどもたちに心からお礼申し上げます。

令和7年3月

毛呂山町長 井上健次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. SDGs（持続可能な開発目標）との関連.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の対象.....	5
6. 策定体制.....	6
7. 教育・保育提供区域の設定.....	6
8. 計画の基本的な理念と視点.....	7
<b>第2章 毛呂山町のこども・子育てをめぐる状況</b> .....	<b>8</b>
第1節 少子化の現状.....	8
1. 少子化の動向.....	8
2. 子育て家庭の状況.....	13
第2節 子育て支援サービスの状況.....	15
1. 保育園・認定こども園・幼稚園.....	15
2. 学童保育所.....	19
3. ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター.....	20
4. 病後児保育.....	21
5. 子育て支援センター・子育て支援室.....	21
6. 児童館.....	22
7. 小・中学校の状況.....	23
第3節 ニーズ調査結果からみた子育ての状況.....	24
1. 調査の概要.....	24
2. 就学前児童調査の結果.....	25
3. 就学児童調査の結果.....	32
<b>第3章 こども・子育て支援に関するサービスの見込み量及び確保の方策</b> .....	<b>35</b>
第1節 児童数の将来推計.....	35
第2節 サービスの見込み量及び確保の方策.....	36
1. 教育・保育サービス.....	36
2. 地域子ども・子育て支援事業.....	40
<b>第4章 施策の推進</b> .....	<b>60</b>
<b>1 こどもや若者の権利擁護・権利保障、意見の反映</b> .....	<b>60</b>
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり.....	60
(2) こどもや若者が意見を表明する機会の確保.....	60
<b>2 親と子の健康・医療の充実</b> .....	<b>62</b>
(1) ケガ・疾病予防.....	62
(2) 食育・生活習慣・保健対策.....	62

(3) 医療提供体制の充実.....	63
<b>3 子育て支援の充実.....</b>	<b>65</b>
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援.....	65
(2) 子育てに関する情報提供.....	66
(3) 地域の子育て力の充実.....	67
(4) こどもの居場所、子育てしやすい町づくり.....	68
(5) 質の高い幼児教育、保育の充実.....	69
(6) 子育てにかかわる経済負担の軽減.....	70
<b>4 質の高い公教育の実施.....</b>	<b>71</b>
(1) 学校教育の充実.....	71
(2) 多様な体験.....	72
(3) スポーツ活動.....	74
(4) 放課後の居場所づくり、遊び場.....	75
(5) 学童期・思春期における心のケア.....	76
<b>5 こどもや若者を守る取組.....</b>	<b>77</b>
(1) 犯罪から守る取組.....	77
(2) 事故から守る取組.....	78
(3) 非行と自立支援.....	78
<b>6 配慮を要するこどもや若者への支援.....</b>	<b>80</b>
(1) 障害などのあるこどもや若者への支援.....	80
(2) こどもの貧困対策.....	81
(3) ひとり親家庭などへの支援.....	82
(4) ヤングケアラー対策.....	83
(5) 虐待・社会的養護.....	83
<b>7 結婚・出産の希望実現.....</b>	<b>85</b>
(1) 次代の親の育成.....	85
(2) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援.....	85
(3) 仕事、ワーク・ライフ・バランス.....	86
<b>第5章 計画推進のために.....</b>	<b>88</b>
<b>資料編.....</b>	<b>91</b>
毛呂山町子ども・子育て会議条例.....	91
毛呂山町子ども・子育て会議委員名簿.....	93
策定経過.....	94

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、新たに「こども基本法」が施行されました。国ではこれまで、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、少子化への対応や子育て支援の充実に努めてきました。

しかし、少子化の進行、子育て家庭の孤立と不安、虐待相談対応の件数の増加など、いまだにこどもを取り巻く課題は解決されていません。このような状況を背景に、国は「こどもまんなか社会」の実現を目指して、「こども基本法」を制定し、こどもや若者の施策に関する基本方針等を定めた「こども大綱」を策定しました。

毛呂山町では、令和元年に「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもが健やかに成長できるための環境整備、相談体制の充実、子育て家庭の負担軽減など、子育て支援の総合的な推進に努めてきました。

今年度をもってこの計画が満了となることから、新たに「こども基本法」の基本理念に基づき、国や県と連携を図りながら、こどもや若者のための施策を策定し、実施するために「毛呂山町こども計画」を策定します。

### 【こどもと子ども表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」「子供」を用いています。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、「こども基本法」に基づく「毛呂山町こども計画」として策定し、本町のこども・子育て支援施策に関する目標や方向性を定めます。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を併せ持つものです。さらに、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」についても一体的に策定します。

なお、「毛呂山町総合振興計画」を上位計画とし、「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「毛呂山町教育振興基本計画」、「毛呂山町障害者福祉計画」及び「もろやま男女共生プラン」などの関連計画との整合性のある行政計画として策定します。

## 3. SDGs（持続可能な開発目標）との関連

持続可能な開発目標「SDGs（エスディーゼイズ）」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された「持続可能な開発のため2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までによりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、以下の枠で囲んだ目標が挙げられます。

本町では、上位計画に当たる「毛呂山町総合振興計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献することとしています。

本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、目標達成に寄与します。



## 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期毛呂山町 子ども・子育て支援事業計画									
					毛呂山町こども計画				

## 5. 計画の対象

心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭としますが、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

## 6. 策定体制

### 毛呂山町子ども・子育て会議

子どもや子育てをめぐる課題や今後の取り組みに対するご意見、計画案についての提言をいただきました。

### アンケート調査

子育て家庭のニーズを把握するため、国の指針に基づき、子育てサービスに関するアンケート調査を令和5年度に実施しました。

### 関係課等事業実施状況調査

子どもや子育て支援に関連する取り組みを把握するため、庁内関係課等に対して調票調査等を実施しました。

### こどもの意見聴取

当事者である子ども・若者の意見を聞き取りました。

### パブリックコメント

本計画の内容について広く住民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

## 7. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

## 8. 計画の基本的な理念と視点

本計画の策定にあたり、基本となる理念と視点については、以下のとおりです。

### こども基本法の基本理念

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の数度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達の数度に依じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 第2章 毛呂山町のこども・子育てをめぐる状況

### 第1節 少子化の現状

#### 1. 少子化の動向

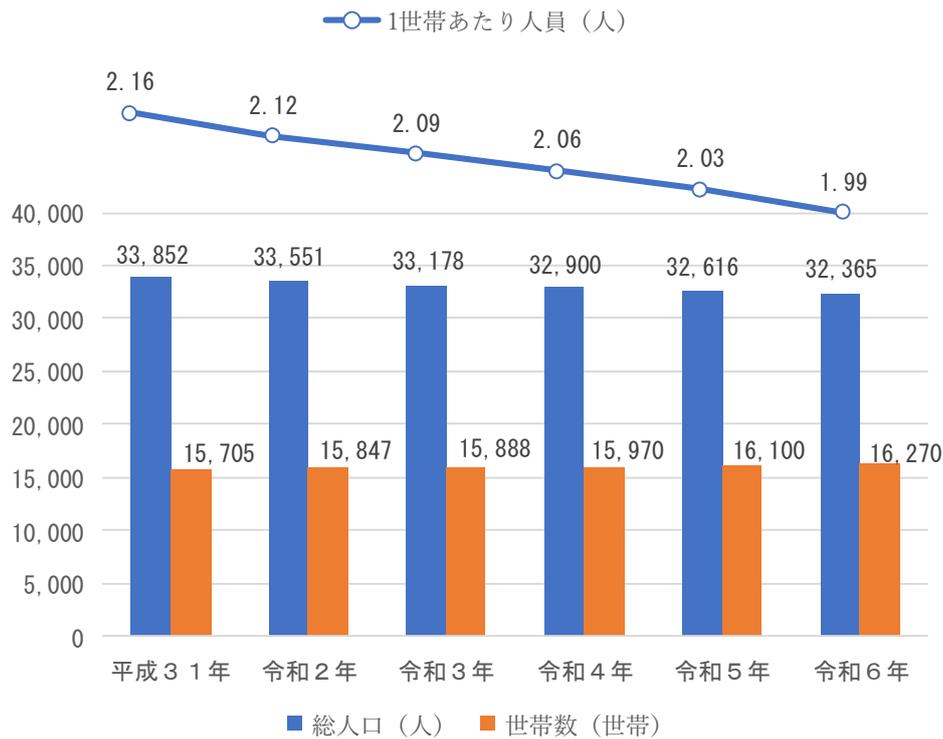
##### (1) 人口の推移

###### ① 総人口と世帯数の推移

毛呂山町の総人口は、平成31年は33,852人でしたが、令和6年では32,365人となっており、減少傾向にあります。

一方、世帯数は、平成31年は15,705世帯から16,270世帯に増加しており、1世帯あたりの人員は緩やかに減少しています。

###### ■ 総人口と世帯数の推移



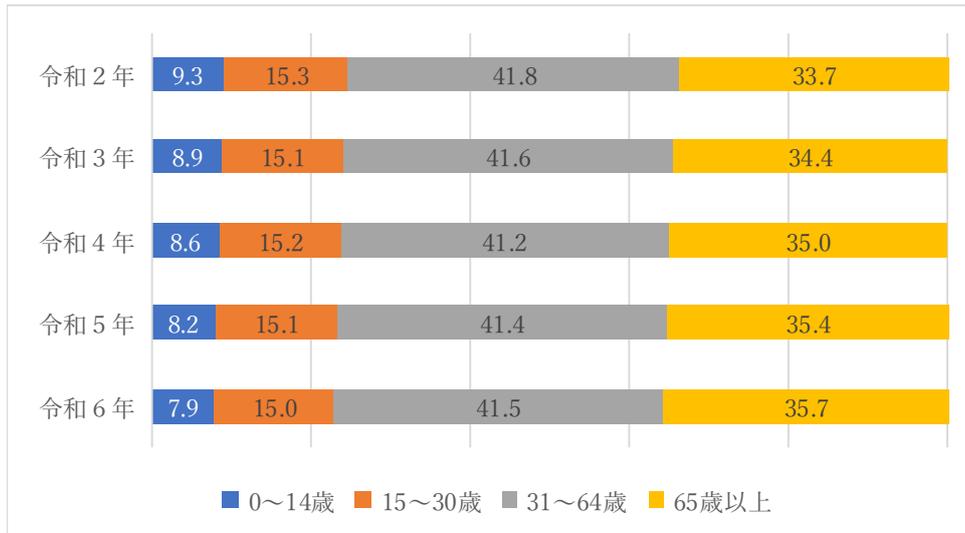
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

## ②年齢別人口の推移

年齢別の人口割合をみると、0～14歳は徐々に減少しており、令和2年の9.3%から令和6年には7.9%となっています。

一方、65歳以上は増加しており、令和2年の33.7%から令和6年には35.7%となり、少子・高齢化の進行が顕著となっています。

### ■ 年齢別人口割合の推移

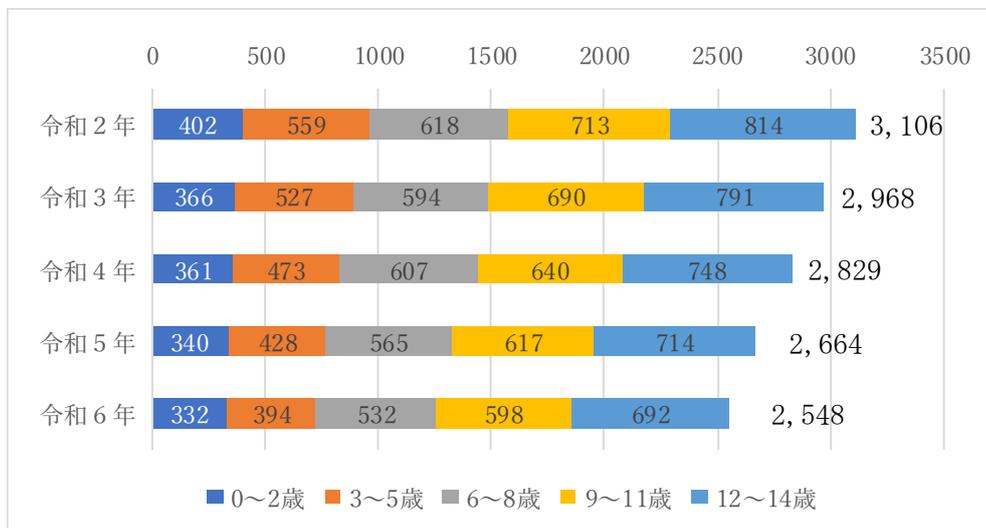


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

## ③0～14歳のこどもの数の推移

0～14歳のこどもの数は、令和2年には3,106人でしたが、令和6年は2,548人となっており、減少傾向となっています。

### ■ 0～14歳のこども数の推移



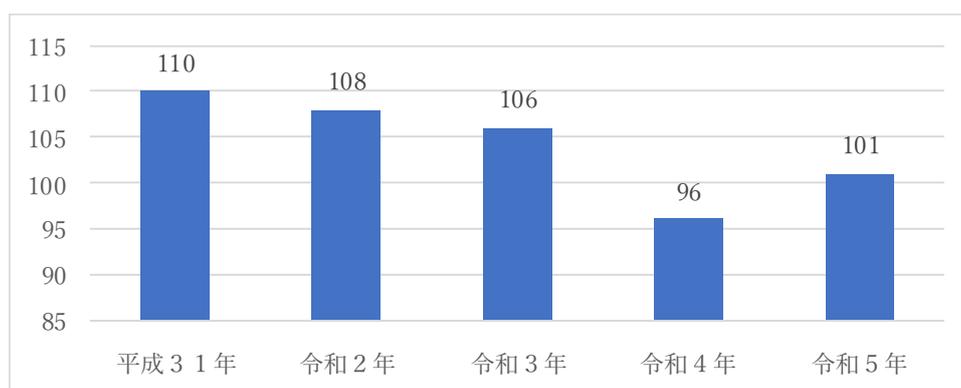
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

## (2) 出生の動向

### ①出生数の推移

出生数は、平成31年には110人でしたが、令和5年には101人となり、ゆるやかに減少しています。

#### ■ 出生数の推移

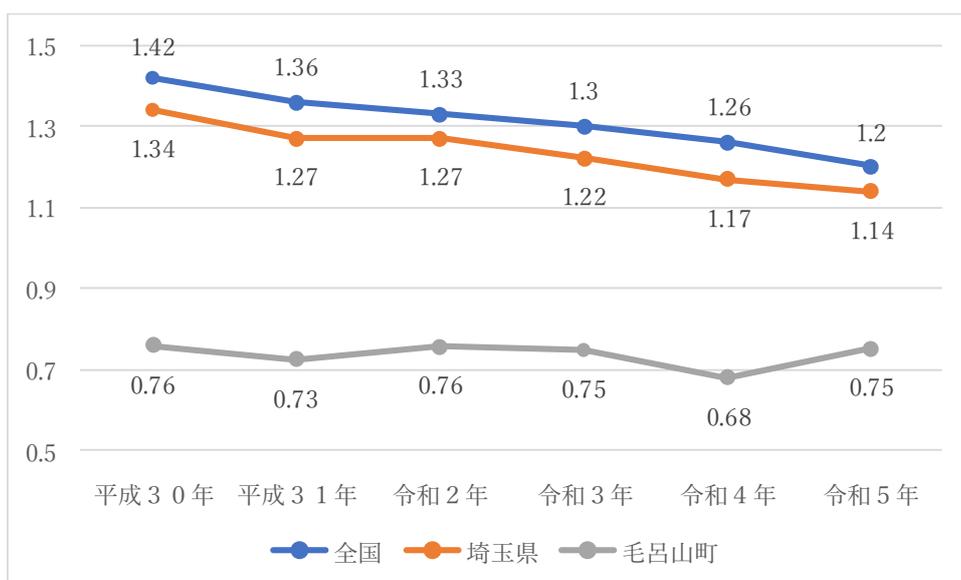


資料：埼玉県人口動態概況

### ②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1.00を下回って推移しており、埼玉県や全国の値と比べて低い水準となっていますが、埼玉県や全国で減少傾向が続くなか、毛呂山町は横ばいとなっています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移



※「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産むこどもの平均数を示す指標。

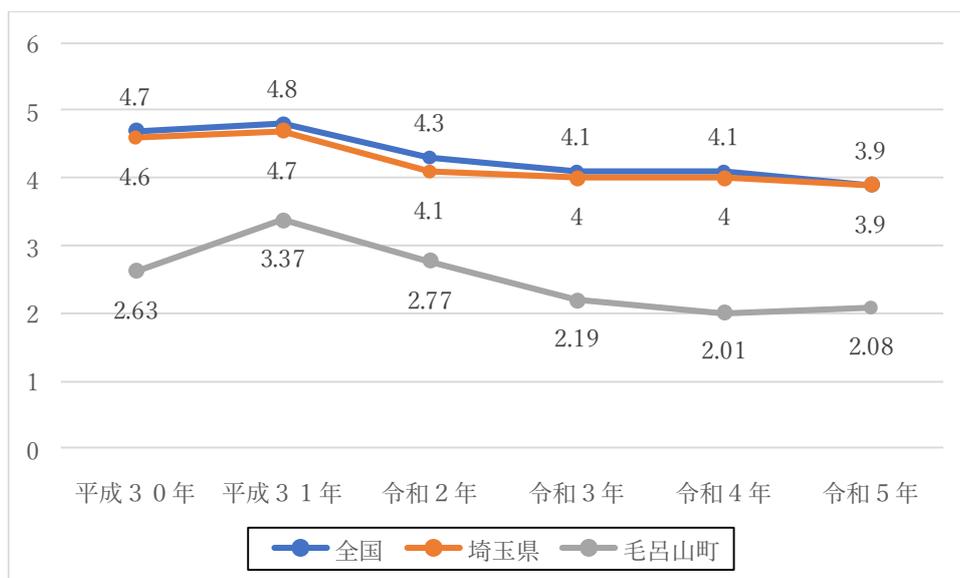
資料：埼玉県人口動態概況

### ③婚姻の動向

婚姻率（人口千人対）は、コロナ禍以降、全国的に減少傾向が続いています。毛呂山町でも、外出自粛がはじまった令和2年度以降、婚姻率が減少しています。

令和5年5月に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類となり、外出自粛の要請などがなくなり、婚姻率は増加に転じていますが、未だコロナ禍以前の婚姻率まで回復していません。

#### ■ 婚姻率の推移



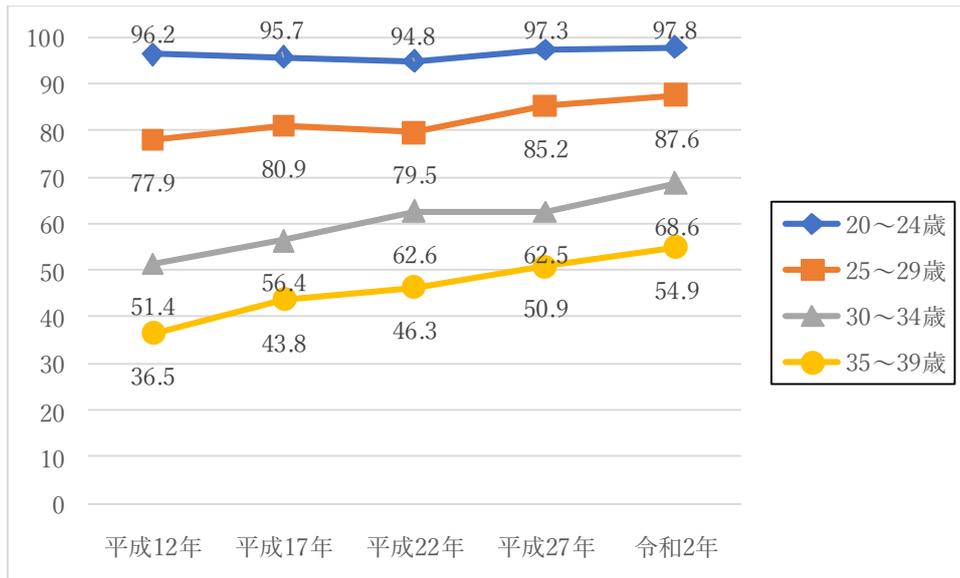
※「婚姻率」とは、人口千人に対する婚姻件数の割合。人口全体に対する結婚の発生頻度を示す指標。

資料：埼玉県人口動態概況

#### ④未婚率の推移

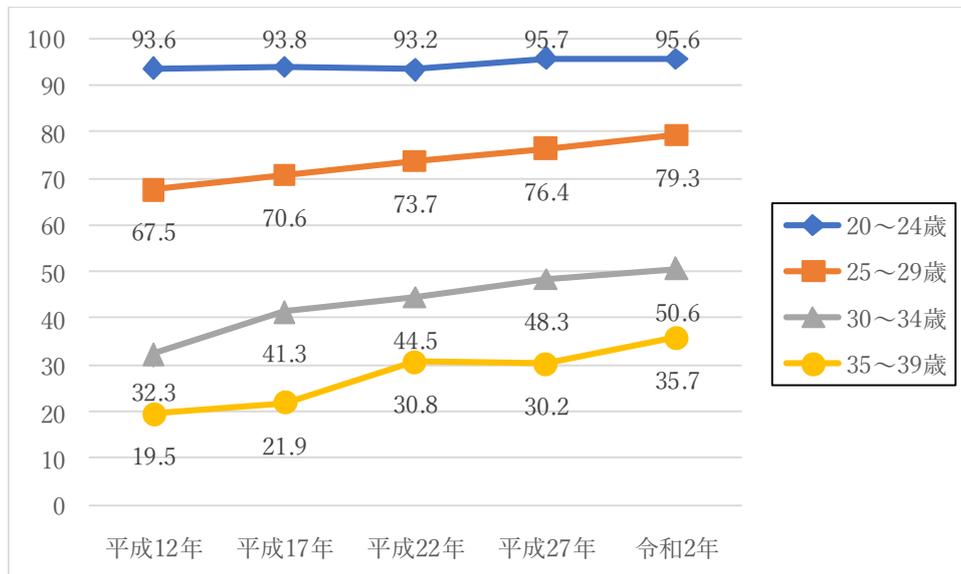
未婚率を男女別にみると、平成12年から令和2年にかけて、男性では30～34歳及び35～39歳が大きく上昇しています。女性では、30～34歳が大きく上昇しています。

##### ■ 男性の未婚率の推移



資料：「国勢調査結果」（総務省統計局）

##### ■ 女性の未婚率の推移



資料：「国勢調査結果」（総務省統計局）

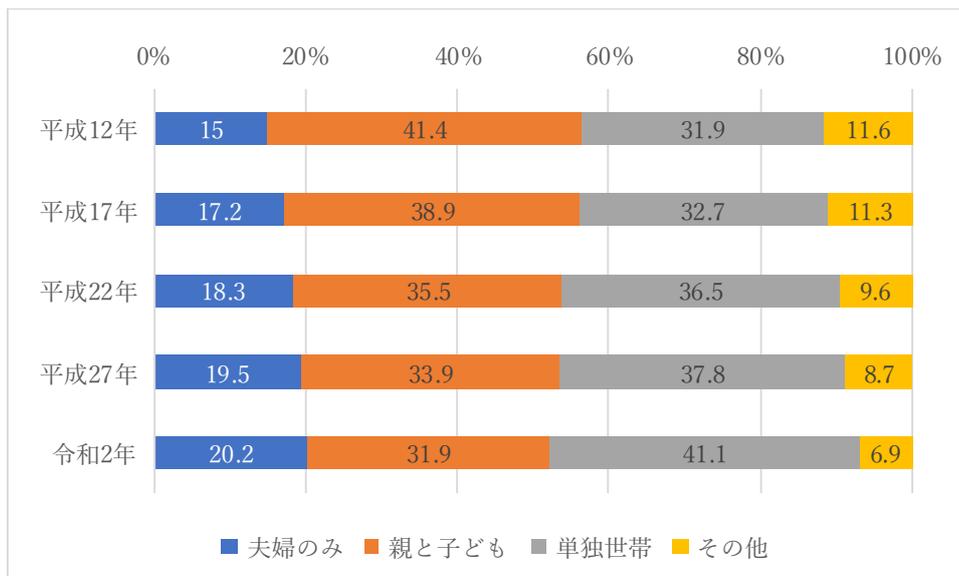
## 2. 子育て家庭の状況

### (1) 世帯の動向

#### ① 家族形態の変化

世帯の家族類型の比率をみると、親と子どもからなる世帯の割合は平成12年の41.4%から令和2年には31.9%と減少しています。

#### ■ 家族類型の割合の推移

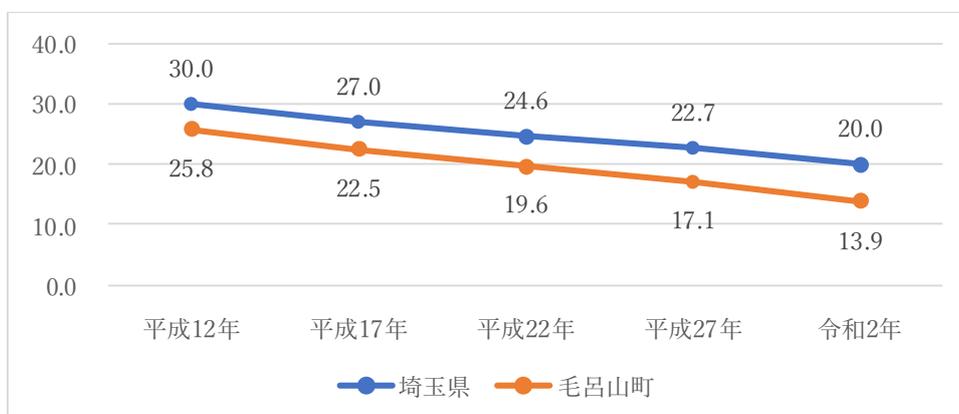


出典「国勢調査結果」(総務省統計局)

#### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

18歳未満の子どもがいる世帯の割合をみると、平成12年の25.8%から令和2年には13.9%と大きく減少しており、埼玉県の数よりも低い水準で推移しています。

#### ■ 18歳未満の子どもがいる世帯の比率の推移



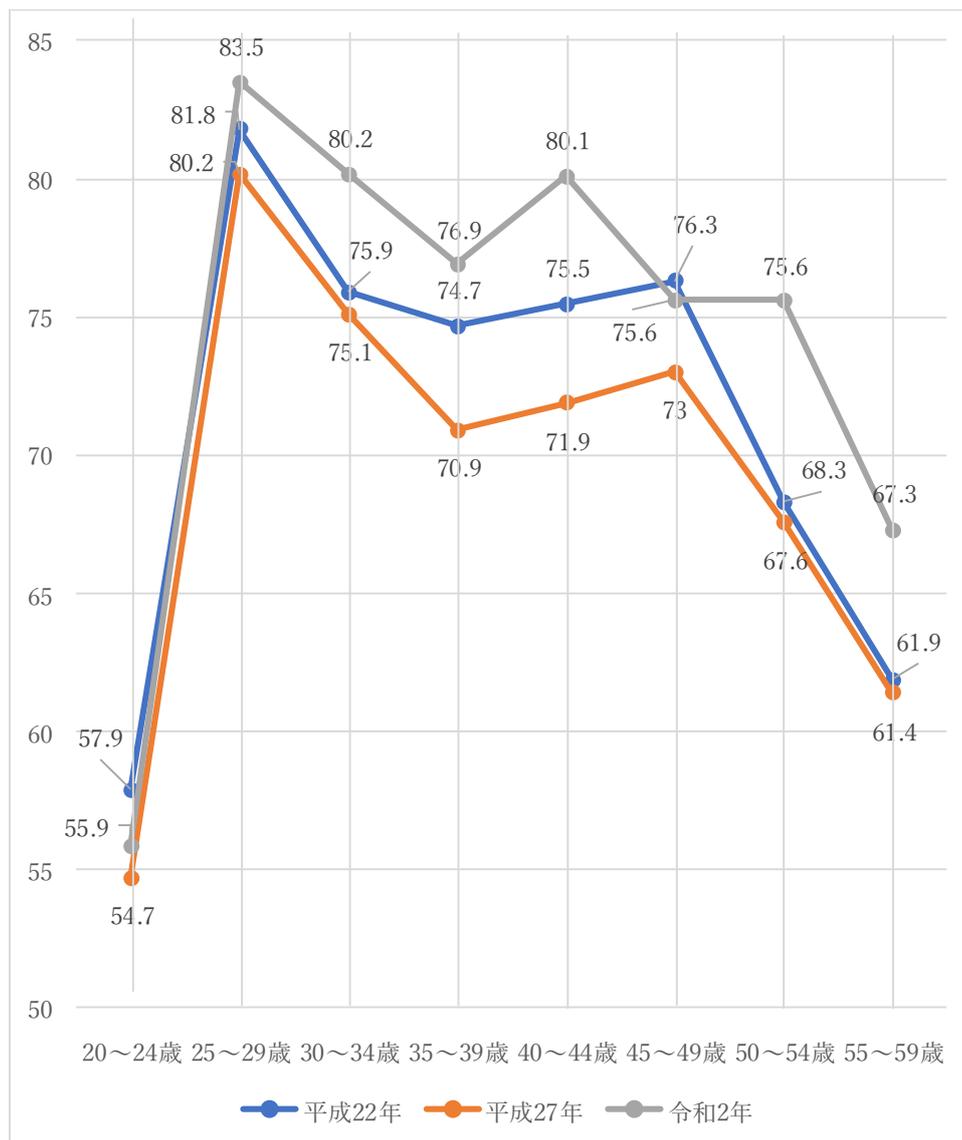
出典「国勢調査結果」(総務省統計局)

## (2) 女性の労働力率の状況

### ①女性の労働力率の状況

女性の年齢階級別の労働力率をみると、結婚・出産期にあたる25～29歳代から35～39歳代にかけて、労働力率が一旦低下し育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字カーブについて、低下率がゆるやかになり、また労働力率が上昇する時期が早まっています。

#### ■ 女性の年齢階級別労働力率の推移



※労働力率＝労働力人口／人口総数（労働状態「不詳」を除く）

出典「国勢調査結果」（総務省統計局）

## 第2節 子育て支援サービスの状況

### 1. 保育園・認定こども園・幼稚園

令和6年4月現在、町内には公立保育園2園、私立保育園が3園あります。認定こども園は2園、小規模保育施設は1園、幼稚園は1園あります。

#### ■ 保育園の概要（令和6年4月1日現在）

名称	公私	対象年齢	定員 (人)	時間	一時 預かり
ゆずの里保育園	公立	満6か月～就学前	75	◆開園時間（延長保育を含む） 平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00 ◆標準時間（11時間）	○
旭台保育園		満10か月～就学前	90	平日 7:30～18:30 土曜日 8:30～12:30 ◆短時間（8時間） 平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:30	—
あけぼの幼稚園	私立	満3か月～就学前	90	◆開園時間（延長保育を含む） 7:00～19:00 ◆標準時間（11時間） 7:30～18:00 ◆短時間（8時間） 8:30～16:30	○
毛呂山 みどり保育園		満3か月～就学前	90	◆開園時間（延長保育を含む） 7:00～18:45 ◆標準時間（11時間） 7:00～18:15 ◆短時間（8時間） 8:30～16:15	○
ながせ保育園		満3か月～2歳	30	◆開園時間（延長保育を含む） 7:00～19:00 ◆標準時間（11時間） 7:00～18:00 ◆短時間（8時間） 8:30～16:30	○
計			375		

資料：子ども課

■ 認定こども園の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	公私	対象年齢	定員 (人)	時 間	一時 預かり
ときわぎ こども園	私立	◆保育 満6か月～就学前	66	◆開園時間（延長保育を含む） 7：30～19：30 ◆標準時間（11時間） 7：30～18：30 ◆短時間（8時間） 8：30～16：30	○ 0～2 歳児
		◆幼稚園教育 満3歳～就学前	105	◆教育時間 10：00～14：00 ◆預かり保育 7：30～10：00 14：00～18：00	—
毛呂山 愛仕幼稚園	私立	◆保育 3歳～就学前	20	◆開園時間（延長保育を含む） 7：30～18：30 ◆標準時間（11時間） 7：30～18：30 ◆短時間（8時間） 8：30～16：30	○ 0～2 歳児
		◆幼稚園教育 満3歳～就学前	30	◆教育時間 9：30～14：00 ◆預かり保育 7：30～ 9：30 14：00～18：30 土曜日 7：30～18：30	—
計			221		

資料：子ども課

■ 小規模保育施設の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	公私	対象年齢	定員 (人)	時 間	一時 預かり
こひつじ愛児園	私立	満2か月～2歳	15	◆開園時間（延長保育を含む） 7：00～19：30 ◆標準時間（11時間） 7：30～18：30 ◆短時間（8時間） 8：30～16：30	○

資料：子ども課

■ 幼稚園の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	公私	対象年齢	定員 (人)	時 間
ながせ幼稚園	私立	満3歳～就学前	180	◆教育時間 9：30～14：00 ◆預かり保育 7：30～ 9：30 14：00～18：30 土曜日 7：30～18：30

資料：教育委員会

■ 保育園・認定こども園（保育）・小規模保育施設の児童数の推移  
（各年度4月1日現在）

（単位：人）

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ゆずの里保育園	66	61	56	55	56
旭台保育園	55	43	42	41	40
養光保育園	11	—	—	—	—
あけぼの幼児園	101	103	94	84	76
毛呂山 みどり保育園	101	92	89	84	77
ながせ保育園	30	28	30	26	24
認定こども園 ときわぎこども園	62	62	59	56	63
毛呂山愛仕幼稚園	10	9	12	11	18
小規模保育施設 こひつじ愛児園	6	7	5	5	6
計	442	405	387	362	360

※町内在住者のみ

資料：子ども課

■ 幼稚園・認定こども園（幼稚園教育）の児童数の推移（各年度5月1日現在）

（単位：人）

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
毛呂山愛仕幼稚園	23	23	18	21	18
ながせ幼稚園	82	77	77	71	70
認定こども園 ときわぎこども園	78	72	64	52	48
計	183	172	159	144	136

※町内在住者のみ

資料：子ども課・教育委員会

■ 保育園・認定こども園（保育）の年齢別児童数（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

名 称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
ゆずの里保育園	4	7	10	12	11	12	56
旭台保育園	1	5	10	7	10	7	40
あけぼの幼児園	3	11	13	16	17	16	76
毛呂山 みどり保育園	3	11	13	15	17	18	77
ながせ保育園	1	12	11				24
認定こども園 ときわぎこども園	6	12	11	11	12	11	63
毛呂山愛仕幼稚園				3	5	7	15
小規模保育施設 こひつじ愛児園	0	2	4				6
計	18	60	72	64	72	71	357

※町内在住者のみ

資料：子ども課

■ 幼稚園・認定こども園（幼稚園教育）の年齢別児童数（令和6年5月1日現在）

（単位：人）

名 称	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
毛呂山愛仕幼稚園	0	6	7	5	18
ながせ幼稚園	1	25	22	22	70
認定こども園 ときわぎこども園		17	12	19	48
計	1	48	41	46	136

※町内在住者のみ

資料：子ども課・教育委員会

## 2. 学童保育所

令和6年4月現在、町内には4か所の学童保育所があります。対象学年は、小学1年生から6年生までとなっています。

### ■ 学童保育所の概要（令和6年4月1日現在）

名称	対象学年	定員（人）	利用時間
岩井第一学童保育所	小学1年生 ～6年生	50	平日 13:30～18:30 土曜日 8:00～18:00 (延長保育 平日のみ 19:00まで)
岩井第二学童保育所		50	
光山学童保育所		60	
泉野学童保育所		70	
川角第一学童保育所		40	
川角第二学童保育所		40	
計		310	

資料：子ども課

### ■ 学童保育所の児童数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岩井第一学童保育所	40	37	41	35	34
岩井第二学童保育所	48	41	45	36	33
光山学童保育所	53	63	65	67	65
泉野学童保育所	69	62	66	71	61
川角第一学童保育所	40	46	48	48	37
川角第二学童保育所	34	43	45	42	41
計	284	292	310	299	271

資料：子ども課

### ■ 学童保育所の学年別児童数（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

名称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
岩井第一学童保育所	8	9	6	7	3	1	34
岩井第二学童保育所	7	8	7	6	5	0	33
光山学童保育所	19	15	13	10	5	3	65
泉野学童保育所	11	18	15	6	6	5	61
川角第一学童保育所	10	10	7	5	4	1	37
川角第二学童保育所	10	6	10	5	8	2	41
計	65	66	58	39	31	12	271

資料：子ども課

### 3. ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター

ファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンターでは、0歳から小学6年生までの預かりを行っています。通常の預かりについてはファミリー・サポート・センター、緊急時や病児については緊急サポートセンターが対応しています。

#### ■ ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターの概要

(令和6年4月1日現在)

名 称	対象年齢	内 容
ファミリー・サポート・センター	0歳～小学6年生	予定が決まっている、元気なこどもの預かりなど
緊急サポートセンター	0歳～小学6年生	急を要する時、または病気のこどもの預かりなど

資料：子ども課

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業の推移

(各年度3月31日現在)

(単位：人)

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	98	135	155	156	184
両方会員	1	1	0	0	0
サポート会員	31	35	39	39	42
利用回数	64	22	52	153	330
ファミリー・サポ-ト	50	19	48	113	295
緊急サポ-ト	14	3	4	40	35

資料：子ども課

## 4. 病後児保育

病後児保育は、ゆずの里保育園で実施しています。対象は、満1歳から小学3年生まで、平日の預かりとなっています。

### ■ 病後児保育の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	対象年齢	定員 (人)	利用日・時間	利用期間
ゆずの里保育園	満1歳～ 小学3年生	1日 4人	月曜日～金曜日 8:30～17:30	連続5日間まで (土日祝日を除く)

資料：子ども課

### ■ 病後児保育の利用児童数の推移（年間延べ人数）

(単位：人)

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゆずの里保育園	69	21	24	33	27

資料：子ども課

## 5. 子育て支援センター・子育て支援室

子育て支援センターが2か所、子育て支援室が1か所あります。保育士資格をもつ職員、子育て経験のある職員等が配置されています。

### ■ 子育て支援センター・子育て支援室の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	時 間	対象年齢	職員配置
毛呂山町立 子育て支援センター	平日 9:00～16:00 (昼休み 12:00～13:00) ※お休み 土、日、祝日	乳幼児期 おおむね0～3歳	保育士資格を 持つ職員
毛呂山みどり保育園 子育て支援センター	平日 10:00～15:00 (昼食持参で食事可) ※お休み 土、日、祝日	乳幼児期 おおむね0～3歳	保育士資格を 持つ職員等
毛呂山町 子育て支援室	週3日程度 9:30～15:30 (昼休み 12:00～13:00) ※お休み 土、日、祝	乳幼児期 おおむね0～3歳 (町内在住)	保育士資格を 持つ職員等

資料：子ども課

■ 子育て支援センター・子育て支援室の利用者数の推移（年間延べ人数）

（単位：人）

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
毛呂山町立 子育て支援センター	5,526	3,739	4,192	4,695	4,764
毛呂山みどり保育園 子育て支援センター	2,526	969	1,472	1,895	1,635
毛呂山町 子育て支援室	1,652	819	970	695	636

資料：毛呂山町行政報告

## 6. 児童館

児童館は1か所あります。

■ 児童館の概要（令和6年4月1日現在）

名 称	時 間	対象年齢	職員配置
毛呂山町児童館	火曜日～土曜日 9：30～17：30 （休館 12：00～13：00） ※お休み 日、月、祝日	乳幼児～児童 0～18歳未満	児童の遊びを指導 する者 （児童厚生員）

資料：子ども課

■ 児童館の利用者数の推移（年間延べ人数）

（単位：人）

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
毛呂山町児童館	6,376	2,723	3,587	3,834	3,928

資料：毛呂山町行政報告

## 7. 小・中学校の状況

小学校が4校、中学校が3校あります。

### ■ 小学校の児童数の推移（各年度5月1日現在）

（単位：人）

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
毛呂山小学校	352	331	326	331	323
川角小学校	385	369	360	338	321
光山小学校	213	218	214	216	214
泉野小学校	341	324	287	246	223
計	1,291	1,242	1,187	1,131	1,081

資料：統計もろやま

### ■ 中学校の生徒数の推移（各年度5月1日現在）

（単位：人）

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
毛呂山中学校	433	401	399	388	374
川角中学校	321	309	292	282	292
平成中学校	34	32	29	37	34
計	788	742	720	707	700

資料：統計もろやま

### ■ 小学校の学年別児童数（令和6年5月1日現在）

（単位：人）

名 称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
毛呂山小学校	48	50	53	56	61	55	323
川角小学校	44	42	54	51	68	62	321
光山小学校	30	38	36	38	31	41	214
泉野小学校	23	36	45	33	46	40	223
計	145	166	188	178	206	198	1,081

資料：教育委員会

### ■ 中学校の学年別生徒数（令和6年5月1日現在）

（単位：人）

名 称	1年生	2年生	3年生	計
毛呂山中学校	103	122	149	374
川角中学校	100	89	103	292
平成中学校	6	21	7	34
計	209	232	259	700

資料：教育委員会

## 第3節 ニーズ調査結果からみた子育ての状況

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、「第3期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」を作成するため、保護者の就労状況や、教育・保育事業（保育園や幼稚園等）の利用状況及び利用意向などを把握するために実施しました。

#### (2) 調査の方法・内容

- ① 調査地域……毛呂山町内
- ② 調査対象……就学前児童の保護者及び小学生の保護者
- ③ 調査方法……保育園及び幼稚園ならびに小学校を通じて配布または郵送
- ④ 回答は質問紙またはインターネットによる併用
- ⑤ 調査期間……令和5年11月10日（金）～令和5年12月20日（水）
- ⑥ 調査内容……○家族の状況
  - 子育てに関する周囲のサポートや相談相手
  - 保護者の就労状況
  - 教育・保育事業（保育園や幼稚園等）の定期的な利用
  - 子育て支援事業の利用状況・利用意向
  - 学童保育所の利用助教・利用意向
  - 育児休業など職場との両立支援
  - 地域の子育て活動について 等

#### (3) 回収結果

調査	対象数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童の保護者	612人	419票 (うちWEB回答100票)	68.5%
②小学生の保護者	779人	537票 (うちWEB回答160票)	68.9%

## 2. 就学前児童調査の結果

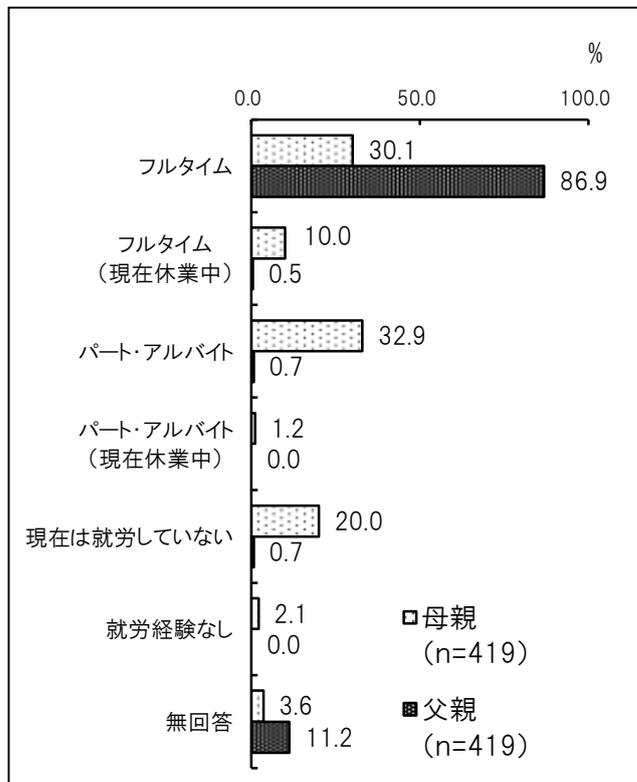
### (1) 現在の保護者の就労状況

#### 現在休業中を含め、母親の7割以上が就労

母親の就労状況（自営、家事従事を含む）は「フルタイム」が30.1%で、現在休業中の人を合わせると約4割でした。また、母親は「パート・アルバイト」が32.9%でした。

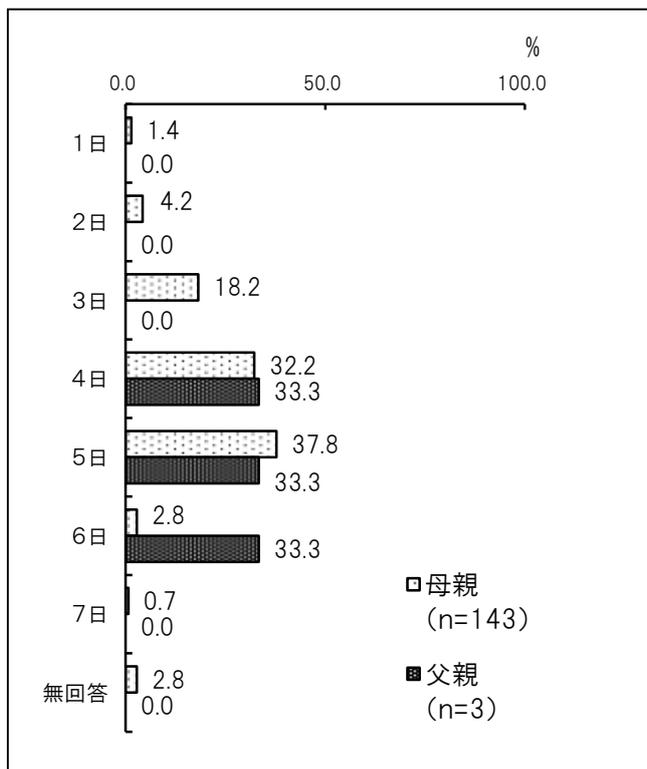
その一方で、父親の就労状況は「フルタイム」が86.9%を占めています。

図 現在の保護者の就労状況（問11）

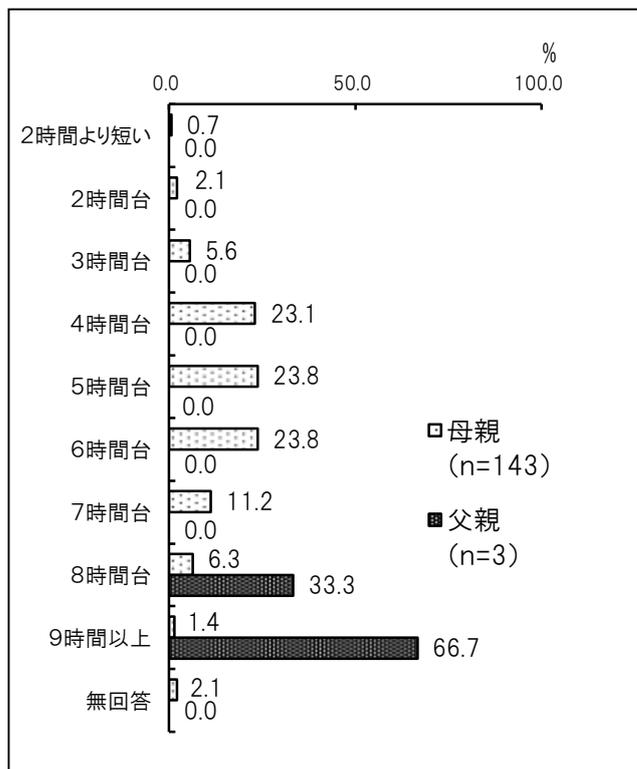


【パート・アルバイトを回答した人】

#### ◆ 1週当たりの就労日数



#### ◆ 1日当たりの就労時間

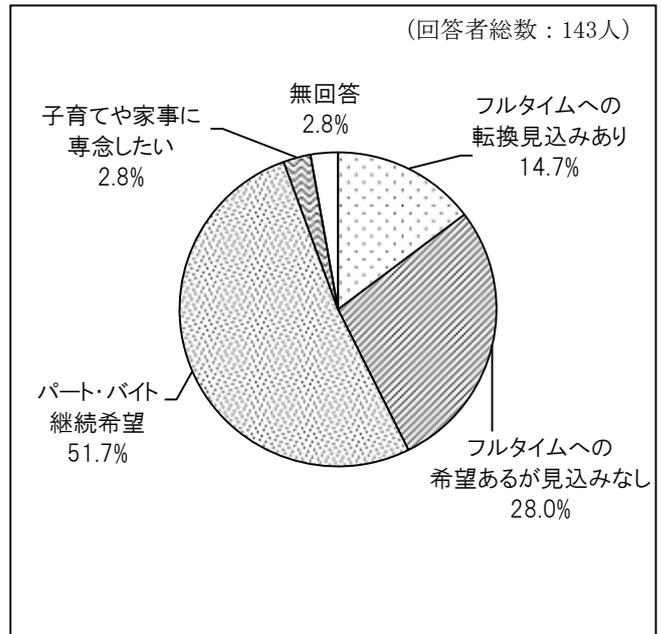


## (2) 母親のフルタイムへの転換意向

### 「フルタイムへの転換見込みあり」が14.7%

現在、パート・アルバイト等で就労している母親（143人）の、フルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換見込みあり」が14.7%でした。

図 母親のフルタイムへの転換希望（問12）



## (3) 非就労の母親の就労意向

### 「すぐにも1年以内に就労したい」が20.4%で、「パート・アルバイト等」の希望が高い

現在就労していない母親（93人）の就労意向は、「すぐにも1年以内に就労したい」が20.4%でした。「すぐにも1年以内に就労したい」母親（19人）の希望する就労形態は、「パート・アルバイト」が78.9%で最も高いです。

図 非就労の母親の就労意向（問13）

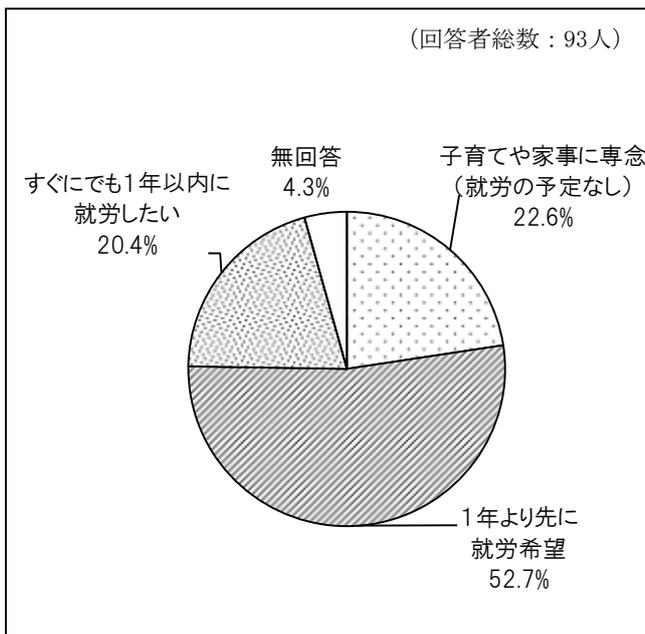
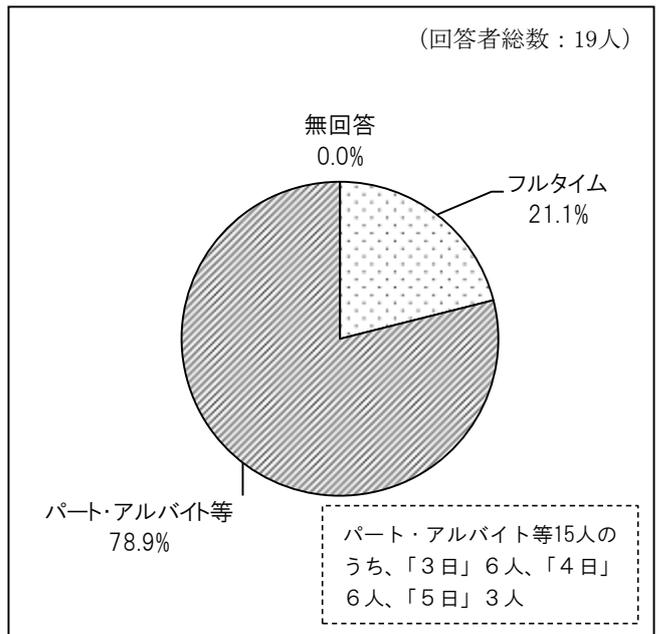


図 1年以内に就労したい人の就労形態（問13）

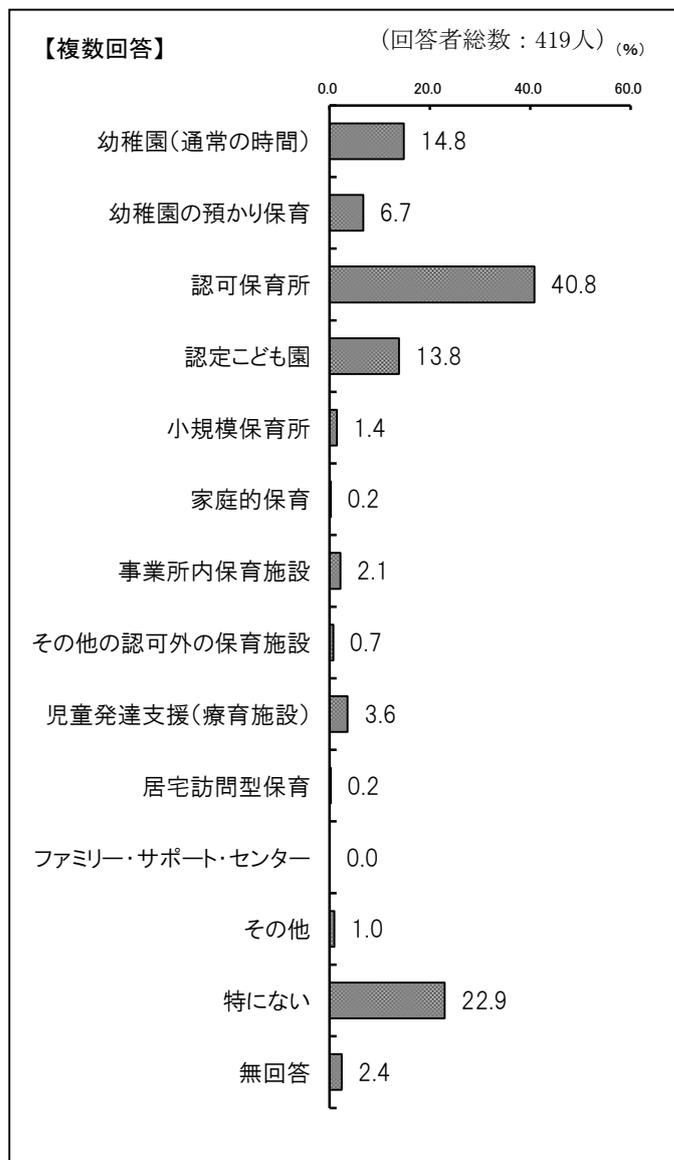


#### (4) 平日、定期的な教育・保育施設等の利用状況

##### 「認可保育所」が40.8%で高い

平日、定期的な教育・保育施設等の利用状況をたずねたところ、「認可保育所」が40.8%で最も高いです。また、「幼稚園（通常の時間）」が14.8%、「認定こども園」が13.8%でした。

図 平日、定期的な教育・保育施設等の利用状況（問14）

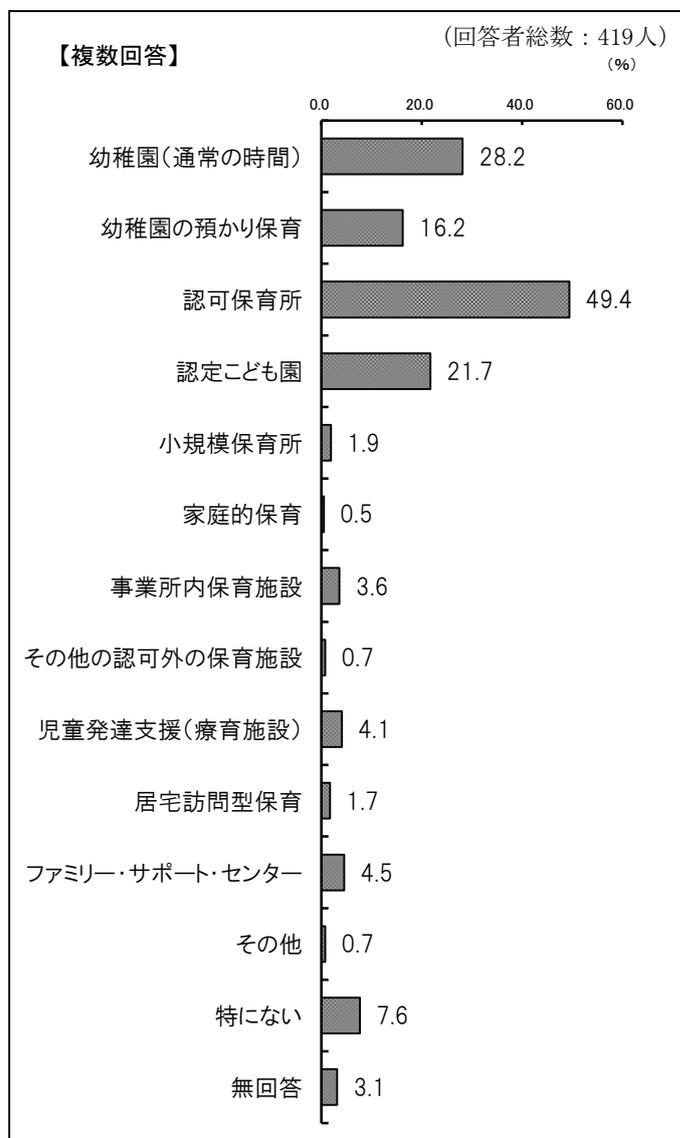


## (5) 今後、平日に利用したい施設等

### 「認可保育所」が49.4%で高い

現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、平日に利用したい施設等は、「認可保育所」が49.4%で高く、次に「幼稚園」が28.2%、「認定こども園」が21.7%でした。

図 今後、平日に利用したい施設等（問16）



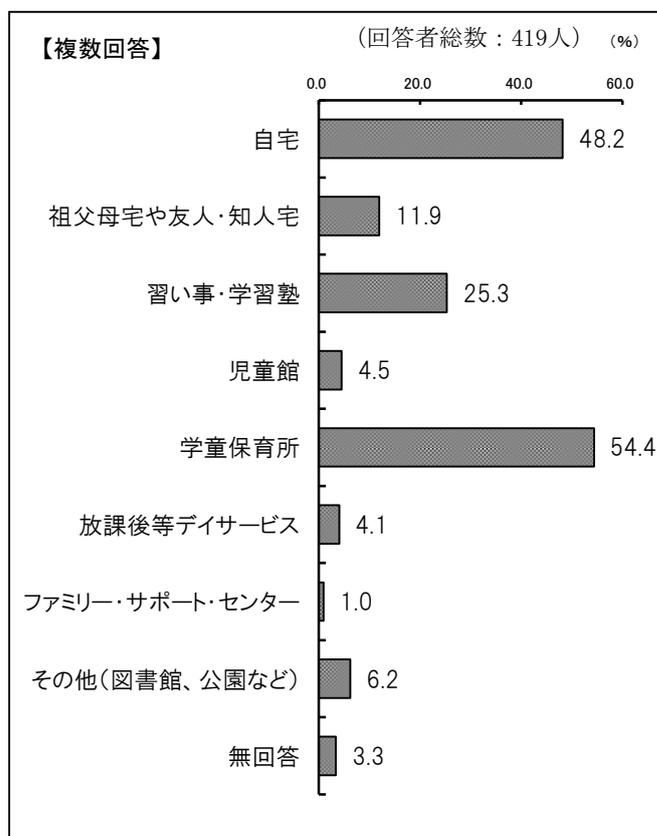
## (6) 小学校入学後の放課後の過ごし方

### 「学童保育所」が54.4%で高い

小学校に入学した時の放課後の過ごし方の希望は「学童保育所」が54.4%でした。

また「自宅」が48.2%、「習い事・学習塾」が25.3%でした。

図 平日の放課後の過ごし方の希望

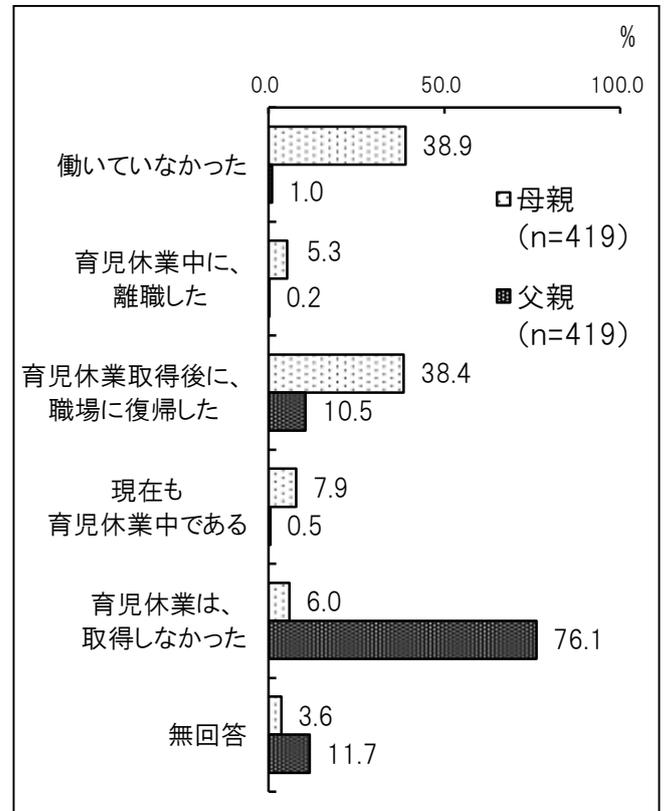


## (7) 育児休業の取得状況

### 「育児休業取得後に職場に復帰した」母親は38.4%、父親は10.5%

こどもが生まれた時の育児休業の取得状況を見ると、母親は「育児休業取得後に職場に復帰した」が38.4%、父親は10.5%でした。

図 育児休業の取得状況（問30）



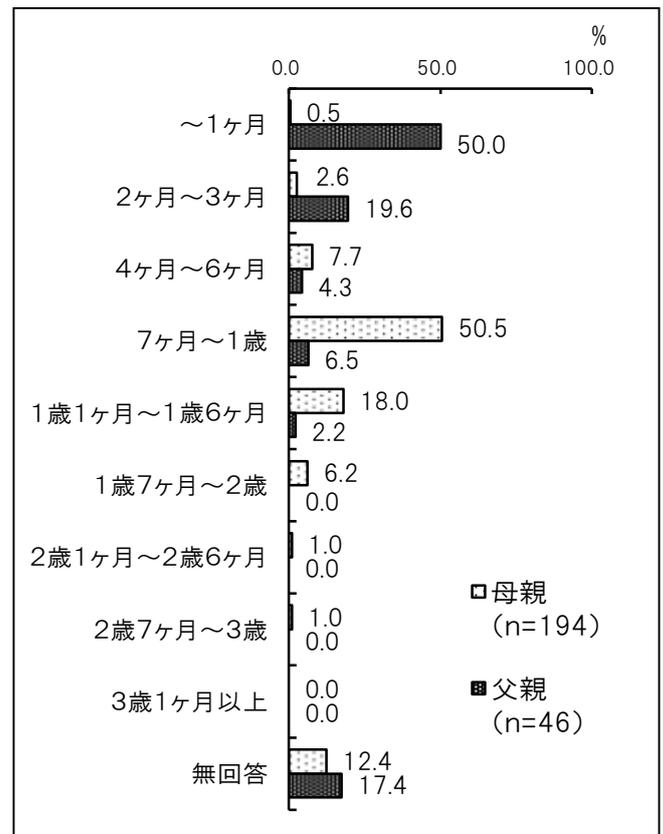
## (8) 育児休業期間と復帰時期

### 母親の育児休業期間は、「7か月～1歳」が最も高く、父親は「～1か月」が高い

「育児休業を取得後に職場に復帰した」または「現在も育児休業中」の母親（194人）の育児休業期間は、こどもが「7か月～1歳」が50.5%が最も高いです。

また、父親（46人）は、こどもが「～1か月」が50.0%でした。

図 育児休業期間（問30-2(1)）



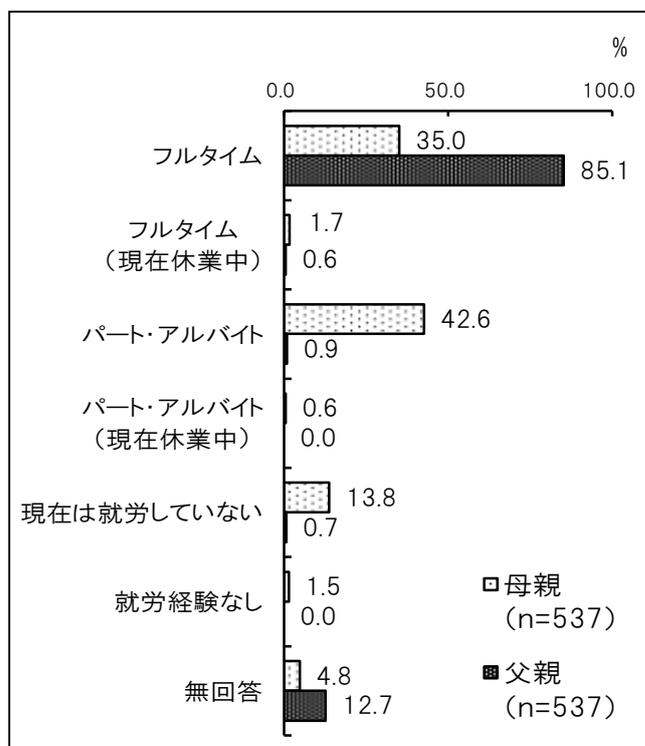
### 3. 就学児童調査の結果

#### (1) 現在の保護者の就労状況

##### 現在休業中を含め、母親の約8割が就労

母親の就労状況（自営、家事従事を含む）は「フルタイム」が35.0%で、現在休業中の人を合わせて36.7%でした。また、母親は「パート・アルバイト」が42.6%で多く、父親は「フルタイム」が85.1%で高いです。

図 現在の保護者の就労状況（問11）

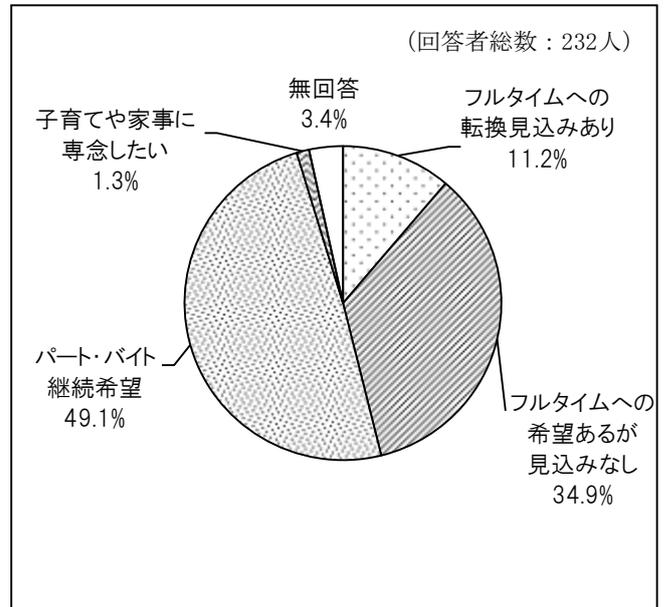


## (2) 母親のフルタイムへの転換意向

### 「フルタイムへの転換見込みあり」が11.2%

現在、パート・アルバイトで就労している母親（232人）の、フルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換見込みあり」が11.2%でした。

図 母親のフルタイムへの転換希望（問12）



## (3) 非就労の母親の就労意向

### 「すぐにも1年以内に就労したい」が34.1%、「パート・アルバイト等」の希望が高い

現在就労していない母親（82人）の就労意向は、「すぐにも1年以内に就労したい」が34.1%でした。また「すぐにも1年以内に就労したい」と回答した母親（28人）の希望する就労形態は、「パート・アルバイト」が82.1%で最も高いです。

図 非就労の母親の就労意向（問13）

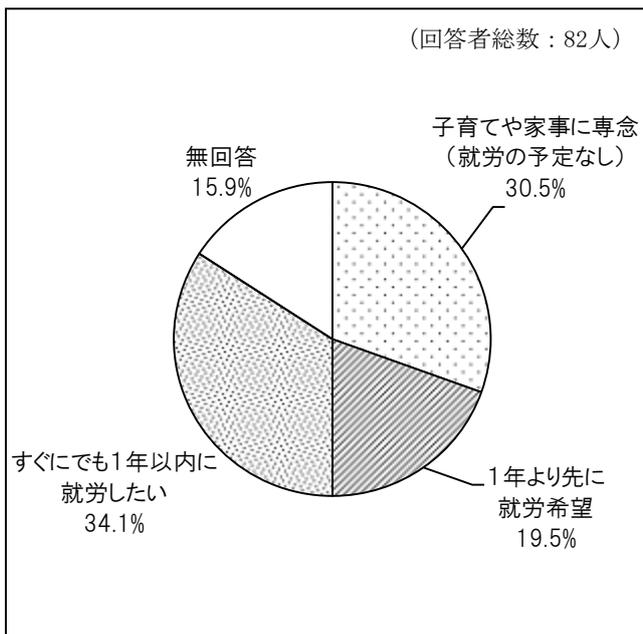
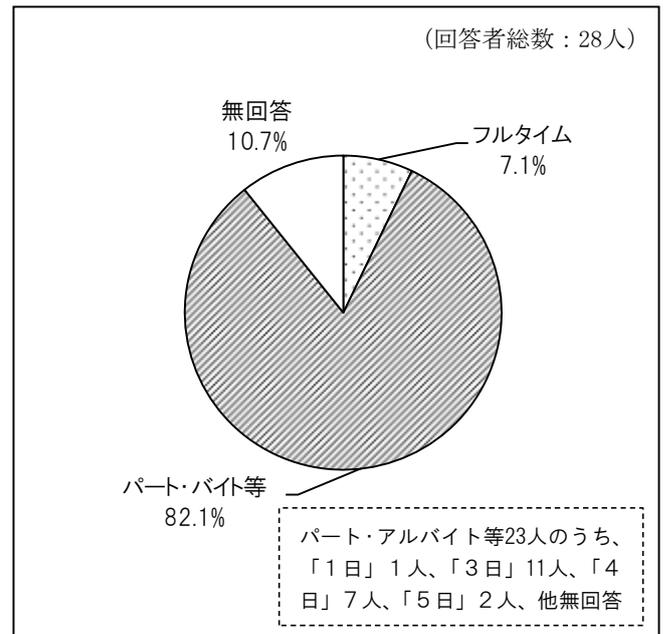


図 1年以内に就労希望の就労形態（問13）



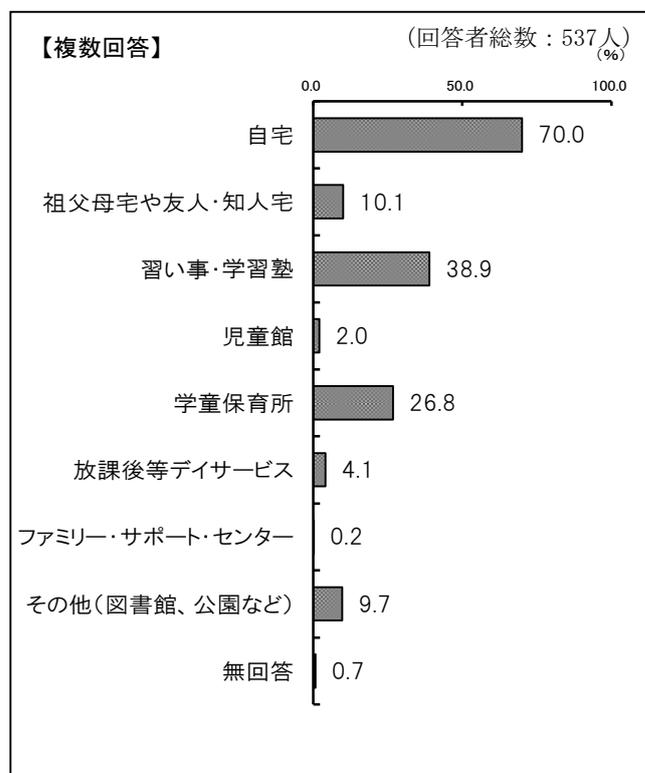
#### (4) 現在の放課後の過ごし方

##### 「学童保育所」が26.8%。

現在、放課後（平日の小学校下校後）の過ごし方は、「自宅」が70.0%で最も多く、次に「習い事・学習塾」が38.9%でした。

また「学童保育所」が26.8%でした。

図 現在、平日の放課後の過ごし方（問14）



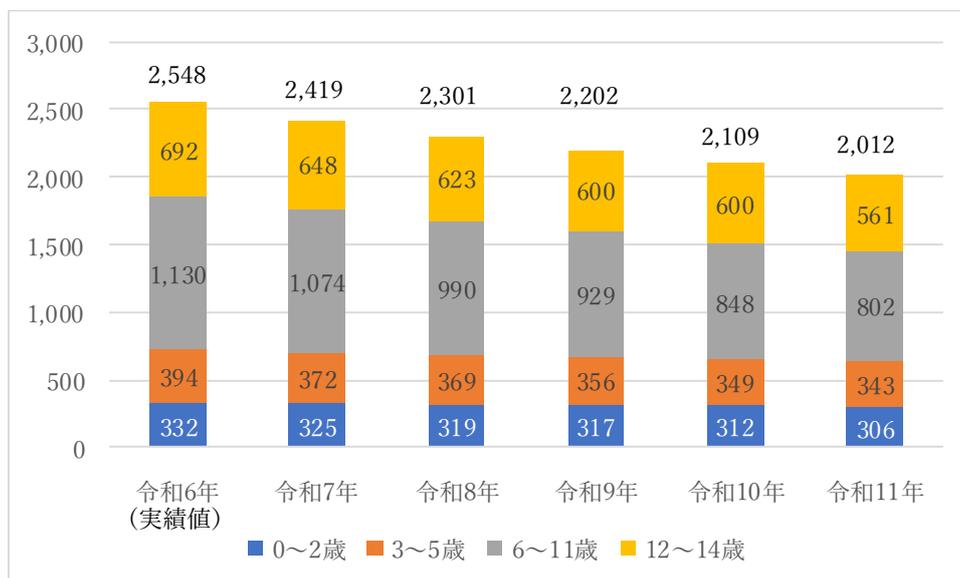
## 第3章 こども・子育て支援に関するサービスの見込み量及び確保の方策

### 第1節 児童数の将来推計

児童数の推計について、平成22年以降の年齢別人口と出生数を基礎データとして、コーホート要因法を用いて算出しました。

その結果、0～14歳の児童数については、今後も減少傾向が続く見込みです。

#### ■ 0～14歳の児童数の推移と予測



基準日：各年1月1日

※ 「コーホート要因法」とは、ある年の10歳の人口がそのまま翌年の11歳の人口になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法のことです。「コーホート」とは年齢階級を意味する用語です。

## 第2節 サービスの見込み量及び確保の方策

### 1. 教育・保育サービス

子ども・子育て支援制度では、こどもの年齢と保育の必要性に応じて、子ども・子育て支援法第19条に基づき1～3号の認定を行います。

#### ◆教育・保育サービスの認定区分

区分	概要
1号認定 (教育標準時間認定)	こどもが3歳以上で教育を希望する場合 (認定こども園、幼稚園)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 (認定こども園、保育所+地域型保育)

#### ◆幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスのすべてのこどもたちの保育料が無償化されました。併せて、町民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのこどもたちの保育料も無償化されました。

**対象範囲** 満3歳児を除き、4月1日時点の年齢で判断。○が無償化対象。

年齢	施設 認可保育所等(※1)	認定こども園(幼稚園枠)		幼稚園(未移行)(※2)		認可外保育施設(※3)
		教育時間	預かり保育(※3)	教育時間	預かり保育(※3)	
3歳～5歳クラス	○	○	○(上限額11,300円)	○(上限額25,700円)	○(上限額11,300円)	○(上限額37,000円)
満3歳児 (町民税課税世帯)	—	○	×	○(上限額25,700円)	×	—
満3歳児 (町民税非課税世帯)	—	○	○(上限額16,300円)	○(上限額25,700円)	○(上限額16,300円)	—
0歳～2歳クラス (町民税非課税世帯)	○	—	—	—	—	○(上限額42,000円)

※1 認可保育所等(公立保育園、私立保育園、認定こども園(保育部分)、事業所内保育施設)

※2 子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園

※3 保育の必要性があるこどもが対象(預かり保育については、上記の上限額の範囲内で日額4,500円×利用日数と実際の月額利用料金とを比較して安い方の額まで無償)

(1) 1号及び2号認定

■ 第2期の計画値と実績値

(実人数、単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見 込 量	1号認定	計画	160	160	150	140	130
		実績	161	151	131	107	
	2号認定	計画	340	330	330	310	300
		実績	322	314	277	270	
	教育ニーズ（幼稚園）	計画	40	40	30	30	30
		実績	42	46	34	43	
	保育所・認定こども園	計画	300	290	290	280	270
		実績	280	268	243	227	
確 保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	計画	449	425	425	425	425
		実績	449	425	425	425	
	1号認定	計画	135	135	135	135	135
		実績	135	135	135	135	
	2号認定	計画	314	290	290	290	290
		実績	314	290	290	290	
	確認を受けない幼稚園	計画	280	280	280	280	280
		実績	280	280	280	180	
	認可外保育施設	計画	0	0	0	0	0
		実績	5	5	5	6	

※実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

■ 第3期の計画値

(実人数、単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 量	1号認定	103	101	100	98	97
	2号認定	262	258	254	250	246
	教育ニーズ（幼稚園）	45	45	45	45	45
	保育所・認定こども園	217	213	209	205	201
確 保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	407	407	407	407	407
	1号認定	135	135	135	135	135
	2号認定	272	272	272	272	272
	確認を受けない幼稚園	180	180	180	180	180
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

※2号認定に該当する方で、幼稚園を希望する場合は、2号認定に計上します。

## (2) 3号認定

### ①0歳児

#### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数、単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	計画	40	40	40	40	40
	実績	45	35	40	35	
確保方策	計画	48	48	48	48	48
	実績	48	48	48	48	
特定教育・保育施設	計画	45	45	45	45	45
	実績	45	45	45	45	
特定地域型保育	計画	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	
認可外保育施設	計画	0	0	0	0	0
	実績	3	0	0	0	

※実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

#### ■ 第3期の計画値

(実人数、単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	40	40	39	39	39
確保方策	42	42	42	42	42
特定教育・保育施設	39	39	39	39	39
特定地域型保育	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0

## ②1・2歳児

### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数、単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量	計画	160	150	150	140	140	
	実績	158	150	145	144		
確保方策	計画	178	178	178	178	178	
	実績	182	185	181	180		
	特定教育・保育施設	計画	166	166	166	166	166
		実績	166	166	166	166	
	特定地域型保育	計画	12	12	12	12	12
		実績	12	12	12	12	
	認可外保育施設	計画	0	0	0	0	0
		実績	4	7	3	2	

※実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(実人数、単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		142	139	133	131	127
1歳児		65	64	61	60	59
	2歳児	77	75	72	71	68
確保方策		162	162	162	162	162
特定教育・保育施設		150	150	150	150	150
1歳児		64	64	64	64	64
	2歳児	81	81	81	81	81
特定地域型保育		12	12	12	12	12
1歳児		6	6	6	6	6
	2歳児	6	6	6	6	6
認可外保育施設		0	0	0	0	0

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 時間外保育事業

**【事業の概要】**

保育標準時間を超えて、延長保育を行う事業です。

**【町の取組】**

すべての保育園・認定こども園で実施しています。

**【対象】**

0～5歳のうち保育の必要のある児童。

**■ 第2期の計画値と実績値**

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	実人数(人)	計画	190	180	180	170	170
		実績	162	188	184	192	
確保方策	実人数(人)	計画	220	220	220	220	220
		実績	220	220	220	220	
	施設数(か所)	計画	9	8	8	8	8
		実績	8	8	8	8	

※実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

**■ 第3期の計画値**

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	実人数(人)	187	184	181	179	176
確保方策	実人数(人)	200	200	200	200	200
	施設数(か所)	6	6	6	6	6

## (2) 子育て短期支援事業

### 【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

### 【町の取組】

児童養護施設に委託をして実施しています。

### 【対象】

2～18歳未満の児童。

### ■ 第2期の計画値と実績値

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	年間延べ人数 (人日)	計画	10	10	10	10	10
		実績	3	0	0	0	
確保方策	年間延べ人数 (人日)	計画	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10	
	施設数(か所)	計画	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	

※施設数の実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	年間延べ人数 (人日)	10	10	10	10	10
確保方策	年間延べ人数 (人日)	20	20	20	20	20
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

### (3) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、すべての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

#### 【町の取組】

子育て支援センターが2か所、子育て支援室が1か所あります。保育士資格を持つ職員、子育て経験のある職員等が配置されています。

令和7年度から、子育て支援室の開設日が週3日から週5日となり、子育て支援センターになる予定です。

#### 【対象】

すべての妊婦、おおむね0～3歳の児童及びその保護者。

#### ■ 第2期の計画値と実績値

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	月あたり延べ回数(組)	計画	510	500	500	480	460
		実績	230	241	250	263	
確保方策	地域子育て支援拠点事業(か所)	計画	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3	
	その他(か所)	計画	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	

※施設数の実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

#### ■ 第3期の計画値

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	月あたり延べ回数(組)		320	320	320	310	310
確保方策	地域子育て支援拠点事業(か所)		3	3	3	3	3
	その他(か所)		0	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

**【事業の概要】**

一時預かり事業は、非定型的保育事業、緊急保育事業、リフレッシュ保育事業を実施しています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりする事業のうち宿泊をとまなわない事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

**【町の取組】**

一時預かり事業は、一部の保育園、認定こども園、幼稚園で実施しています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、毛呂山町では実施していません。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、令和6年度から、利用料の補助を行っており、利用者の負担軽減を図っています。

**【対象】**

一時預かり事業は、0～5歳の児童。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、0歳～小学生の児童。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」です。

■ 第2期の計画値と実績値

（年間延べ人数、単位：人日）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量	計画	11,250	10,250	9,750	9,250	8,750	
	実績	7,814	8,082	7,836	8,152		
	1号認定	計画	250	250	250	250	250
		実績	243	242	246	246	
	2号認定※	計画	11,000	10,000	9,500	9,000	8,500
		実績	7,571	7,840	7,590	7,906	
確保方策	延べ人数	計画	12,000	12,000	12,000	12,000	
		実績	1,2879	12,584	13,038	12,786	

資料：子ども課

■ 第3期の計画値

（年間延べ人数、単位：人日）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		8,123	8,005	7,886	7,768	7,649
	1号認定	169	166	164	161	159
	2号認定※	7,954	7,839	7,722	7,607	7,490
確保方策	延べ人数	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

※ 子ども・子育て支援法 第30条の4 第2号

②「①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」以外

0～5歳の児童うち上記①のニーズを除く、冠婚葬祭などの社会的な理由やリフレッシュなどの私的な理由で利用する一時預かりです。

■ 第2期の計画値と実績値

(年間延べ人数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量	延べ人数 (人日)	計画	1,940	1,940	1,940	1,940	
		実績	979	756	1,010	1,135	
確保方策		計画	3,140	2,874	2,904	2,934	2,964
		実績	3,183	2,912	2,922	2,950	
一時 預かり	延べ人数 (人日)	計画	2,840	2,544	2,544	2,544	2,544
		実績	2,823	2,522	2,522	2,530	
	施設数 (か所)	計画	7	6	6	6	6
		実績	7	6	6	6	
ファミリー・サポート・ センター(人日)		計画	300	330	360	390	420
		実績	360	390	400	420	
トワイライトステイ		計画	実施に向けて検討				
		実績	—	—	—	—	

※施設数の実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

■ 第3期の計画値

(年間延べ人数)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	延べ人数(人日)	1,106	1,087	1,078	1,066	1,057
確保方策(人日)		1,908	1,908	1,908	1,908	1,908
一時 預かり	延べ人数(人日)	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
ファミリー・サポート・ センター(人日)		450	450	450	450	450
トワイライトステイ		実施に向け検討中				

(5) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

【事業の概要】

病児・病後児保育事業とは、病気の治療中や回復期の児童で、集団保育が困難な期間に一時的に預かる事業です。ファミリー・サポート・センター事業のうち、病児・緊急対応強化事業は病児や病後児の預かり、夜間や早朝の預かりをおこなう事業です。

【町の取組】

病後児保育事業をゆずの里保育園で実施しています。

【対象】

病後児保育事業は、満1歳～小学3年生の児童。

ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）は、0歳～小学生の児童。

■ 第2期の計画値と実績値

（年間延べ人数）

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量	延べ人数 (人日)	計画	120	120	120	120	120	
		実績	23	31	38	28		
確保方策	病後児 保育事業	延べ人数 (人日)	計画	976	976	976	976	976
			実績	828	968	984	972	
		施設数 (か所)	計画	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1	
	ファミリー・サポート・ センター事業 (人日)	計画	90	100	110	120	130	
		実績	108	117	120	126		

※施設数の実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

■ 第3期の計画値

（年間延べ人数）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量 (人日)		32	33	33	34	35
病後児保育事業 (人日)		27	28	28	29	30
ファミリー・サポート・ センター (人日)		5	5	5	5	5
確保方策 (人日)		1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
病後児 保育事業	延べ人数 (人日)	972	972	972	972	972
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・ センター (人日)		130	130	130	130	130

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  
（就学児童のみ）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童の預かり利用のみを対象としたものです。

【町の取組】

毛呂山町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で、預かり以外に送迎支援も行っています。就学児童については、送迎支援の依頼の方が高い状況です。

【対象】

すべての小学生。

■ 第2期の計画値と実績値 （年間延べ人数）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人日）	計画	200	200	200	200	200
	実績	0	0	0	0	
確保方策（人日）	計画	300	330	360	390	420
	実績	360	390	400	420	

資料：子ども課

■ 第3期の計画値 （年間延べ人数）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人日）	20	20	20	20	20
確保方策（人日）	450	450	450	450	450

## (7) 利用者支援事業

### 【事業の概要】

利用者支援事業とはこどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【町の取組】

基本型は、利用者支援専門員が子育て家庭等から日常的に相談を受け、当事者の目線にたった寄り添い型の支援を行うもので、平成28年度からゆずの里保育園内の毛呂山町子育て支援センターで実施しています。令和7年度から子育て支援室も子育て支援センターとなり、新たに利用者支援事業を実施する予定です。

こども家庭センター型（旧母子保健型）は、母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、切れ目なく包括的に相談支援を行うもので、令和7年度から毛呂山町保健センター2階に開設する「こども家庭センター」で行います。

### 【対象】

すべての妊婦、子育て家庭。

### ■ 第2期の計画値と実績値

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量（か所）	計画	2	2	2	2	2	
	実績	1	1	2	2		
確保方策	基本型（か所）	計画	1	1	1	1	
		実績	1	1	1	1	
	母子保健型（か所）	計画	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	

※実績値は、各年度3月31日現在

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（か所）		3	3	3	3	3
確保方策	基本型（か所）	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【町の取組】

毛呂山町では、保健師や助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問しています。

### 【対象】

生後4か月未満の乳児。

### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	計画	130	120	120	110	110
	実績	101	94	96	98	
確保方策(人)	計画	130	120	120	110	110
	実績	140	120	120	120	

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	95	95	95	95	95
確保方策(人)	100	100	100	100	100

## (9) 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師や保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

### 【町の取組】

毛呂山町では、「養育支援訪問事業」は行わず、養育に関する指導、助言等に加えて、家事や育児支援も行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。

### 【対象】

すべての子育て家庭。

### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	計画	10	10	10	10	10
	実績	0	0	0	0	
確保方策(人)	計画	実施に向けて検討				
	実績	—	—	—	—	

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	10	10	10	10	10
確保方策(人)	子育て世帯訪問支援事業で対応予定				

## (10) 妊婦健康診査

### 【事業の概要】

母子健康手帳交付時に14回分の「妊婦健康診査受診票」を渡し、妊婦健康診査にかかる費用の一部を町が支払います。

### 【対象】

すべての妊婦

### ■ 第2期の計画値と実績値

(年間延べ回数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量 (人回)	計画	1,750	1,680	1,610	1,540	1,470
	実績	1,900	1,510	1,728	1,629	
確保方策 (人回)	計画	1,900	1,830	1,780	1,700	1,670
	実績	1,900	1,830	1,780	1,700	

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(年間延べ回数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量 (人回)	1,693	1,660	1,644	1,610	1,610
確保方策 (人回)	1,700	1,700	1,700	1,650	1,650

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

### 【事業の概要】

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。

### 【町の取組】

各小学校ごとに学童保育所があります。

### 【対象】

町立小学校に在籍している児童。

### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量(人)	計画	284	294	309	305	290	
	実績	285	292	304	277		
	1～3年生(人)	計画	227	236	252	240	223
		実績	221	230	229	198	
	4～6年生(人)	計画	57	58	57	65	67
		実績	64	62	75	79	
確保方策	登録児童数(人)	310	310	310	310	310	
		310	310	310	310		

※実績値は、各年度4月1日現在

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)		267	244	227	211	203
	1～3年生(人)	180	163	151	143	141
	4～6年生(人)	87	81	76	68	62
	放課後子ども教室(人)	0	0	0	0	80
確保方策	学童保育所登録児童数(人)	310	310	310	310	240
	放課後子ども教室登録児童数(人)	0	0	0	0	80

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

### 【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況に応じて、新制度未移行幼稚園における給食副食費に要する費用を助成します。

### ■ 第2期の計画値と実績値

(実人数)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	計画	720	720	720	720	720
	実績	318	311	331	278	
確保方策(人回)	計画	720	720	720	720	720
	実績	318	311	331	278	

※実績値は、各年度4月1日現在

資料：子ども課

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	271	267	263	259	255
確保方策(人)	407	407	407	407	407

### (13) 子育て世帯訪問事業

#### 【事業の概要】

支援が必要となっている家庭に対して、保健師や保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、訪問支援者が家事・育児の援助を行います。

#### 【町の取組】

令和6年度から、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事及び子育ての支援を行っています。

#### 【対象】

すべての妊婦、子育て家庭。

#### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	120	120	120	120	120
確保方策(人)	120	120	120	120	120

## (14) 児童育成支援拠点事業

### 【事業の概要】

養育環境に関する課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う事業です。家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への相談支援、関係機関との連絡調整を行います。

### 【町の取組】

毛呂山町では実施していません。

### 【対象】

18歳未満の児童。

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	50	50	50	50	50
確保方策(人)	実施に向けて検討				

## (15) 親子関係形成支援事業

### 【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方を身につけるためのペアレント・トレーニングを実施する事業です。

### 【町の取組】

毛呂山町では実施していません。

### 【対象】

すべての子育て家庭。

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	90	90	90	90	90
確保方策(人)	実施に向けて検討				

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

### 【事業の概要】

妊婦とパートナーに対して、面談等により情報提供や相談等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型の相談支援の充実を図る事業です。

### 【町の取組】

母子手帳交付時及び妊娠後期に情報提供と相談を行っています。そのほか必要に応じて随時相談に応じています。

### 【対象】

すべての妊婦

### ■ 第3期の計画値

(年間延べ人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	188	184	182	178	178
確保方策(人)	200	200	200	200	200

## (17) 産後ケア事業

### 【事業の概要】

出産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

### 【町の取組】

産科医療機関や助産院等へ宿泊する宿泊型、通所型、助産師が家庭訪問する居宅訪問型があります。

### 【対象】

出産後1年以内であって、産後ケアを必要とする方。

### ■ 第3期の計画値

(実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	20	20	20	20	20
確保方策(人)	45	45	45	45	45

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業の概要】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、内閣府令が定める月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

### ①0歳児

#### ■ 第3期の計画値 (実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人）	—	36	36	36	36
確保方策（人）	—	36	36	36	36

### ②1歳児

#### ■ 第3期の計画値 (実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人）	—	24	24	24	24
確保方策（人）	—	24	24	24	24

### ③2歳児

#### ■ 第3期の計画値 (実人数)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（人）	—	24	24	24	24
確保方策（人）	—	24	24	24	24

## 第4章 施策の推進

### 1 こどもや若者の権利擁護・権利保障、意見の反映

#### (1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

##### 【現状と課題】

○毎年、町民を対象とした人権教育講座を開催しています。また、町職員や教職員、PTA役員、社会教育関係団体などを対象とした人権教育指導者養成研修を実施しています。

○小・中学校で、人権教育を実施しています。

○児童の権利に関する条約やこども基本法について、まだ周知が十分とはいえない状況です。その趣旨や内容について認知度を把握し、理解を深めるための情報提供や啓発を行う必要があります。

##### 【取組の方向性】

○乳幼児を含めたすべてのこどもや若者を、多様な人格を持った子として尊重し、その権利を保障し、こどもや若者の今とこれからのため最善の利益を図ります。

○広報やホームページ、各種事業等の機会をとらえ、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨、その内容を広く周知し、社会全体で共有を図ります。また、いじめや体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力など、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させます。

○こどもや若者に関わる大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

○こどもや若者が、発達の段階に応じて自らの権利について知り、その権利を守るための手段や方法について学ぶ機会を創出します。

##### 【主な施策・事業】

○こどもや若者の権利の周知（こども家庭センター、生涯学習課、総務課、学校教育課、秘書広報課）

○生涯学習人権教育講座（生涯学習課）

○人権教育指導者養成研修（生涯学習課、教育センター）

○人権教育推進事業（教育センター）

#### (2) こどもや若者が意見を表明する機会の確保

##### 【現状と課題】

○総合振興計画の策定など、町政運営に係る計画を実施する際に若者の意見を聴取しています。また、子ども議会、子どもタウンミーティングを開催し、こどもの声を町政運営に反映させています。

○こどもや若者の意見反映・社会参画する機会がまだ限られています。すべてのこどもや若者がさまざまな社会課題の解決に自ら意見を持ち、それを安心して表明でき、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係わる多様な手法を検討する必要があります。

**【取組の方向性】**

○こどもや若者の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される環境作りを行うため、町の施策について、こどもや若者にも理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で情報提供し、乳幼児を含め、こどもや若者の意見を聞く機会を増やし、その考えを積極的に取り入れます。

○こどもや若者の健やかな育ちに関わる大人のほか、社会に対してもこどもや若者の意見を表明する権利について周知啓発します。また、多様な声を施策に反映するため、町職員がこどもや若者の社会参画、意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるようガイドラインを作成し、周知を図ります。

**【主な施策・事業】**

○子ども議会（学校教育課）

○子どもタウンミーティング（企画財政課）

○町民の声（秘書広報課）

○こどもの意見聴取のためのガイドライン策定（こども家庭センター）

## 2 親と子の健康・医療の充実

### (1) ケガ・疾病予防

#### 【現状と課題】

○母子健康手帳交付時に、飲酒や喫煙の母体への影響について説明し、広報やポスター、チラシなどでの啓発活動を行っています。

○4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科健診）、3歳児、それぞれの月齢を対象に乳幼児健康診査を実施し、発育・発達、健康状態の確認や、歯科保健指導、栄養指導、育児相談などを行っています。日本語を母語としない家庭が増えており、通訳ツールを活用して案内をしています。未受診者には、再通知を行うなど受診の機会を設けていますが、受診をしない家庭もあります。

○各乳幼児健康診査時に転落・転倒、やけど、誤飲などのこどもの事故防止のため、予期せず起こりやすい事故とその予防法、こどもを自宅や車内に放置しておくことの危険性などについて説明し、もしもの時の対処法のポイントをまとめたリーフレットを配布しています。

○こどもを対象とした予防接種事業については、定期予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、不活化ポリオ、B型肝炎、5種混合、ロタウイルス、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がんの予防接種を実施しています。また、任意予防接種（接種費用の一部を助成）として、おたふく、こどもインフルエンザの予防接種を実施しています。

#### 【取組の方向性】

○こどもの事故を予防するため、子育て家庭に対する啓発と周知を行います。

○乳幼児健康診査の実施により、母子の心身の健康状態の把握、疾病の早期発見・早期治療、相談支援につなげます。乳幼児健康診査の未受診者には、保健師や助産師が電話や訪問をして受診を促します。

#### 【主な施策・事業】

○こどもの事故防止の啓発（こども家庭センター）

○母子健康手帳の交付（こども家庭センター）

○乳幼児健康診査（こども家庭センター）

○予防接種（保健センター）

### (2) 食育・生活習慣・保健対策

#### 【現状と課題】

○乳幼児健康診査などの機会を通じて食育などの冊子を配布しています。毎年6月の食育月間には、共食や朝食の大切さについてポスターの掲示やホームページの更新を行い、啓発活動を行っています。離乳食について悩んでいる家庭も多く、管理栄養士などによる助言・指導が求められています。

○保育園や小・中学校などにおいて、食事の時間を通して子どもたちに食に関する指導を進めているほか、野菜づくりなどの様ざまな体験活動により、食への興味・関心を深めています。また、家庭への情報発信を行い、家庭における食育についての理解促進に努めています。

○小・中学校の学級活動や保健体育などの授業において、基本的な生活習慣の確立について指導を実施しています。また、望ましい食習慣を含めた児童生徒の生活リズムの確立に向けた「早寝・早起き・朝ごはん」啓発運動を進めています。

○小・中学校においては、養護教諭による健康相談を行っています。また、学校での健康診断により、児童生徒の健康状況の把握や、必要に応じて指導を行っています。歯科については、小・中学校に歯科衛生士が訪問し、児童生徒に歯科指導を実施しています。

○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策として、相談内容に応じて、地区担当保健師が対応しています。必要に応じて医療機関や専門相談機関などの案内や紹介を行っています。

#### 【取組の方向性】

○母性の健康を守る観点から、妊娠前からの適切な食生活の重要性を周知します。

○こどもの発達段階に応じた食に関する学習の機会を進めます。また、適切な食事づくりについて、保健センターや子育て支援センターで管理栄養士に相談したり、電話やオンラインなどで気軽に相談したりできるよう取組を進めます。

○こどもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、家庭、学校、園、地域などの協力を得ながら普及、啓発を推進します。

○こどもを取り巻く環境の変化に応じて、学童期・思春期における心身の健康づくりについて取り組んでいきます。

#### 【主な施策・事業】

○食育の推進（子ども課、学校教育課、保健センター、こども家庭センター）

○こどもの心身の健康（こども家庭センター、保健センター、学校教育課）

### （3）医療提供体制の充実

#### 【現状と課題】

○小児の救急医療体制としては、越生町・毛呂山町在宅当番医制事業及び坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業により、救急医療の充実に努めています。

○医療的ケア児（注1）を支援するために、医療的ケア児コーディネーター参加による協議の場を設けています。医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、教育・保育施設で医療的ケア児の受入体制を強化していく必要があります。

（注1）医療的ケア児：生活する上で人工呼吸器などの医療機器を使ったり、鼻から入れた管や胃ろうで栄養をとったり、日常的に様ざまな医療ケアが必要なこどものこと

#### 【取組の方向性】

○休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の充実に図ります。

○医療、保健、福祉、教育などの関係者との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保するなど、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

#### 【主な施策・事業】

- 越生町・毛呂山町在宅当番医制事業（保健センター）
- 坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業（保健センター）
- 医療的ケア児の地域生活支援（福祉課、子ども課、学校教育課、こども家庭センター）
- 在宅重症心身障害児レスパイトケア事業（福祉課）

### 3 子育て支援の充実

#### (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

##### 【現状と課題】

- 不妊検査費用や不妊治療に係わる費用の一部を助成しています。
- 妊産婦の健康管理のため、妊産婦健康診査の費用の一部を助成しています。
- 保健師・助産師・管理栄養士が、特定妊婦（注2）、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症などへの相談支援、栄養管理を含めた健康管理を促す取組を行っています。
- 母子健康手帳交付時に全妊婦に対してアンケートと面談を実施しています。妊娠中期以降には、保健師・助産師が電話などにより母胎などの体調や育児物品の準備状況について確認を行い、心配事や不安の解消に努めています。
- 里帰り出産を行う妊産婦に対して、必要に応じて里帰り先の保健センターと情報共有、医療機関との連携などを行っています。
- 管理栄養士が、パパママ教室や乳幼児健康診査時による栄養指導、電話や来所による個別栄養相談を行っています。
- パパママ教室では、妊婦やそのパートナーなどに対し、妊娠・出産・育児に必要な情報や知識を提供するとともに、仲間づくりも支援しています。
- 育児の不安を軽減し、母子の健康をサポートするため、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業など）を実施しています。すべての家庭を対象に助産師・保健師が訪問し、育児に関する相談や地域の支援情報を提供するとともに、養育支援を必要とする家庭の早期発見、支援を行っています。また、訪問後から4か月児健診までの間に、助産師・保健師が電話により、産婦の体調や育児などの不安や悩み事がないか確認し、相談に対応しています。
- 産院・ケア施設や自宅で心身を休めながら授乳や育児の相談などを助産師から受けることができる産後ケア事業を実施しています。妊娠中や出産後間もない時期は、母体を休める必要がありますが、祖父母の支援がなく、夫婦のみで育児をしている家庭が増えており、子育て家庭の家事や育児の負担が増加しています。
- 「育児ほっと相談室」を毎月開催し、0歳から就学前のお子さんの保護者を対象に、助産師・保育士が育児不安や子育てに関する相談を行っています。
- 身近な遊び場である子育て支援センターで、相談員が相談支援、関係機関への連絡調整を行っています。
- 自らSOSを発信できない家庭、相談場所に来ることができない家庭に対して、保健師や助産師などが、電話や訪問などにより継続的な相談支援を行っています。
- 教育センターでは、未就学児童の小学校入学に関する心配や悩みの相談、就学先の相談を行っています。また、小・中学校に通学する児童生徒、保護者、教育関係者からの相談業務もを行っています。

（注2）特定妊婦：出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。貧困、知的障害、精神疾患、DV、若年などの様ざまな問題を抱えている場合が多い。

### 【取組の方向性】

- こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供するため、各家庭の困りごとに対して有用な子育て支援サービスを提案するサポートプランを作成します。
- 不妊症や不育症、出生前検査などの妊娠・出産に関する正しい知識や相談できる場所の周知を図ります。
- 予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症などへの適切な相談に対応します。予期せぬ妊娠などに悩む若年妊産婦などが必要な支援を受けられるよう、児童相談所やNPOなどの民間団体とも連携しながら取組を進めます。
- 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題などを包括的に捉え、医療、保健、教育、福祉などの関係者との連携を図ります。
- 産前産後の家事支援事業を新たに実施し、妊産婦の負担軽減を図ります。
- 子育ての当事者が地域の中で孤立しないよう、子育て支援センターの利用を推進します。また、地域子育て相談機関の設置を検討します。
- 未就学児について、幼稚園、保育園、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービスの利用につなげていきます。

### 【主な施策・事業】

- 不妊検査費・不妊治療費助成事業（こども家庭センター）
- 妊産婦健康診査費助成事業（こども家庭センター）
- 栄養指導・個別栄養相談（保健センター）
- 特定健診・特定保健指導・各種がん検診（保健センター）
- パパママ教室（こども家庭センター）
- 乳児家庭全戸訪問（こども家庭センター）
- 育児ほっと相談（こども家庭センター）
- 利用者支援事業（こども家庭センター）
- 産後ケア事業（こども家庭センター）
- 産前・産後ヘルプ事業（こども家庭センター）
- 教育センター就学相談（教育センター）

## （２）子育てに関する情報提供

### 【現状と課題】

- 子育て世帯が情報端末を活用して気軽に情報を入手しやすいよう、町ホームページを活用した情報提供を行っています。
- 子育て支援センターで幼稚園や保育園を見学できるイベントを開催し、子育てに関する知識、遊び場、イベントや支援制度など、さまざまな情報を提供しています。
- 「子育て情報誌」を定期的に発行し、子育てに関する相談窓口やイベントなどを周知しています。「広報もろやま」では「こそだてひろば」として子育てに関するページを設けるなど、子育て情報を提供しています。

○「毛呂山町暮らしの便利帳」では、「子ども・教育」の項目において子育てに関するサービスや相談先などを掲載しており、手元に置いて活用できる冊子となっています。

○ニーズ調査によると、子育て家庭に必要な支援サービスを結びつける「子育て世代包括支援センター」や「こども家庭総合支援拠点」の利用が低く、子育てに関するサービスの内容の周知が十分ではありません。

○インターネットの口コミや、SNSなどで情報を得る子育て家庭が増えており、新たな情報発信ツールを取り入れていく必要があります。

#### 【取組の方向性】

○早期から十分な情報を子育て世帯に提供するため、SNSを活用して積極的に情報を発信します。

○「子育て世代包括支援センター」や「こども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」を中心に、子育て家庭に必要なサービスを提供できるよう、子育て家庭や関係機関へサービス内容を丁寧に案内します。

○子育て世帯が、必要な情報を早く簡単に入手しやすいよう、また、イベントなどの申し込みを気軽にできるよう、町公式LINEの活用を促進します。

#### 【主な施策・事業】

○毛呂山町子育て応援サイト（こども家庭センター、子ども課、秘書広報課）

○子育て情報誌（こども家庭センター）

○広報もろやま（秘書広報課）

○毛呂山町暮らしの便利帳（秘書広報課）

○毛呂山町公式LINE（秘書広報課）

### （3）地域の子育て力の充実

#### 【現状と課題】

○町内の保育園、認定こども園、幼稚園では、自主的に園庭開放に取り組んでおり、独自メニューを取り入れるなど、子育て世帯の交流と遊びの提供を図っています。

○民生委員・児童委員は、地域の実情把握のため、訪問活動などをはじめ、様々な活動を行っています。特別な支援の必要性を感じられた児童生徒については、行政機関が学校や主任児童委員と連携し、必要な支援につなげています。

○ボランティア団体などが積極的に活躍できる地域づくりをするため、毛呂山町社会福祉協議会が中心となって支援に努めています。子育てに関するボランティア活動としては、講演会や子育て支援センター事業、検診などの際に保育を行う保育ボランティアがあります。児童館や歴史民俗資料館、公民館、図書館などで行われるこどものイベントにも、様々な団体・ボランティアが協力していますが、ボランティアの登録数は減少傾向にあり、新たな人材の発掘が急務となっています。

○子ども会が地域のこどもたちの交流と健全育成を推進していますが、少子化の影響から、各地区の子ども会の活動が難しくなっている面もあります。

#### 【取組の方向性】

○地域住民の多くが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。

○民間団体やボランティアが、子育てに関する活躍ができる機会を増やし、積極的な活動を推進するとともに、高齢者や主婦、その他の地域人材を中心とした担い手の発掘・養成を行います。

○児童館、歴史民俗資料館、公民館などにおける世代間交流を推進します。

○子ども会、自治会におけるこどもの健全育成を支援し、子ども会の統合、運営支援など、活動を継続するための検討を進めます。

#### 【主な施策・事業】

○各園の園庭開放（子ども課）

○民生委員・児童委員及び主任児童委員による活動（福祉課）

○地域ネットワークの醸成・育成（こども家庭センター）

○子育てに関するボランティア活動（社会福祉協議会）

○生涯学習ボランティア人材バンク（生涯学習課）

○資料館サポーターとの協働事業（歴史民俗資料館）

○子ども会育成会連絡協議会補助金（生涯学習課）

### （４）こどもの居場所、子育てしやすい町づくり

#### 【現状と課題】

○こども同士や親子のふれあいの場として、子育て支援センター、子育て支援室を設置し、多くの親子に利用されています。子育て支援センターには、保育士が常駐しており、子育て家庭や親子の交流を促し、乳幼児と保護者・養育者が安定した「アタッチメント（愛着）」の形成に努めています。

○児童館では、こどもたちに健全な遊びを与えると同時に、遊びを通して運動に親しむことなどを目的として、季節の行事、幼児親子を対象とした親子参加事業、小学生を対象にした事業などを行っています。設備や遊具などの経年劣化が進んでおり、更新が必要です。

○都市公園の遊具を計画的に更新しています。また、自治会と連携して、各地域の公園の管理を行っています。毎年一回遊具の点検、公園内の除草・剪定作業を行い、こどもが安全に遊べるような環境づくりに努めています。

○ニーズ調査によると、土・日曜日の居場所づくりへの要望が多い状況です。

○誰でも自由におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」が、公共施設や商業施設、駅などに登録されています。

○マタニティマークを配布し、妊産婦への配慮をよびかけています。ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮などへの理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を進めています。

#### 【取組の方向性】

○親の就業状況にかかわらず、特に未就園の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう認定こども園、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な施設を通じた支援を充実します。

- 児童館施設の適正な維持管理について計画的に進めていきます。
- 子育て世代のニーズを考慮し、こどもや若者の意見を取り入れながら、都市公園の遊具を更新していきます。また、健康遊具やベンチなどの設置により多世代が集う公園づくりを進めます。
- 土・日曜日のこどもの居場所づくりや、屋内の遊び場の充実を進めます。
- 「赤ちゃんの駅」の周知、バリアフリーや、トイレ、授乳室の整備に努め、子育て世帯にやさしいまちづくりを進めます。
- 妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や、使用者への配慮などへの理解を深める心のバリアフリーのための取組を行います。

**【主な施策・事業】**

- 地域子育て支援拠点事業（こども家庭センター）
- 児童館整備（子ども課）
- 都市公園整備（管財課）
- こどもの居場所・遊び場づくりの促進（こども家庭センター、生涯学習課）
- 子育て世帯にやさしい環境づくりの促進（こども家庭センター）
- 心のバリアフリーの推進（こども家庭センター）

## （5）質の高い幼児教育、保育の充実

**【現状と課題】**

- 幼稚園、保育園、認定こども園、児童館などにおいて、遊びや体験活動を通して生涯にわたる人格形成の基礎を養う取組を実施しています。
- ファミリー・サポート・センター事業を実施し、送迎や保育の支援を行っています。急な依頼や、病児・病後児保育については、緊急サポートセンター事業で対応しています。
- 複数の園で一時預かり事業を実施しています。また、ゆずの里保育園で、病後児保育事業を実施しています。
- 日曜日や祝日に、こどもを預けられるサービスが少ない状況です。
- 幼稚園や保育園などから小学校に進学する際、環境の変化により、学校生活に適應できず精神的に不安定になるこどもがいます。

**【取組の方向性】**

- 幼稚園、保育園、認定こども園、児童館などにおいて、豊かな遊びと体験を提供できる環境を整え、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。
- すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労状況を問わず、一定時間数まで保育園などを利用できる「こども誰でも通園制度」の実施を進めます。
- 土・日曜日、祝日、夜間などにも送迎や保育の対応ができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
- 年長児が小学校にスムーズに移行できるよう学校見学などの取組を進めます。

**【主な施策・事業】**

- 保育サービス（子ども課）
- こども誰でも通園制度（子ども課）
- 病後児保育（子ども課）
- 一時預かり（子ども課）
- ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業（こども家庭センター）

## （6）子育てにかかわる経済負担の軽減

### 【現状と課題】

○高校3年生までを対象とした児童手当やこども医療費の支給、給食費の無償化、保育料の軽減など、育児にかかる経済的負担の軽減に努めています。ニーズ調査によると、育児にかかる経済的負担について、特に多子世帯は負担が大きいと感じている傾向があります。

○妊娠・出産時や、小学校入学時に応援金を支給しています。また、ファミリー・サポート・センター事業を利用する際の費用を助成するなど、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

### 【取組の方向性】

○育児にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを支援します。特に経済的負担の大きい多子世帯への支援を検討します。

### 【主な施策・事業】

- こども医療費支給事業（子ども課）
- 小・中学校給食費無償化事業（学校給食センター）
- 保育所等給食費無償化事業（子ども課）
- 第2子保育料無料化事業（子ども課）
- 妊婦のための支援給付（こども家庭センター）
- もろっ子はぐくみ応援金支給事業（子ども課）
- ファミリー・サポート・センター事業・緊急サポート・センター事業補助金（こども家庭センター）

## 4 質の高い公教育の実施

### (1) 学校教育の充実

#### 【現状と課題】

○1人1台タブレット端末を配布し、一部の教科でデジタル教科書を導入しています。ICT機器を活用して個別の学びを助け、また、こどもたち同士の考えを共有して、協働的な学びを推進しています。今後も、授業での学習に加え家庭学習においてもICT機器を活用し、自ら学ぶ力や、学習内容の確実な定着を図る必要があります。

○外国語を母国語とするALT（外国語指導助手）が、小・中学校で授業の補助をしています。

○中学生海外留学事業を通じて、国際交流や異文化理解の学習機会を設け、英語によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図っています。

○中学1、2年生を対象に、学校の余裕教室を活用して、生徒が主体的に学ぶための取組として、学力アップ教室を行っています。

○町内小・中学校に学校支援員を1名ずつ配置し、子どもたちのニーズに合わせた個別の支援を行っています。また、特別支援教育に関する教職員研修を定期的実施し、教育活動に生かしています。

○教育支援センター指導員が、小・中学校を巡回し、日本語の理解が十分ではない外国籍の児童生徒の授業補助をしています。

○教育センター職員が幼稚園や保育園などを訪問し、園児の様子を把握し、情報共有を行い、適切な就学先の選択に向けた支援を行っています。

○幼稚園や保育園、認定こども園から小学校、小学校から中学校への進学を滑らかにするため、幼・保・小・中連絡協議会を開催しています。協議会において、それぞれの現状の把握や相互の取組への理解を深め、学校での公開授業の見学や、保育園、幼稚園などでの園児の様子、活動内容などを情報共有し、研修会での事例研究を通して円滑な接続へ向けた支援を実施していきます。

○小1プロブレム（注3）や中1ギャップ（注4）などの課題を解決するために、学校や行事などにおける児童生徒の交流や、小・中学校の教職員が互いの学校で授業を行うなど、さらなる連携した取組が必要です。

○学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実などを推進するため、管理職研修会や教務主任などによる情報交換を通して、効果的な各校の事例を共有しています。

○学校施設の老朽化に対応した改修工事、児童生徒の学ぶ環境を充実させるため、空調設備の整備を行っています。

○図書館や公民館、歴史民俗資料館などを自主学習や調べ学習の場所として提供しています。

（注3）小1プロブレム：小学校に入学した児童が、学校生活に適應できず、入学後の落ち着いた状態が続くこと。

(注4) 中1ギャップ：中学校に入学した生徒が、環境の変化になじむことができず、不登校などの問題が起こる状況のこと。

#### 【取組の方向性】

- こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努め、ICTを活用した工夫ある授業、やAI学習ドリルなどを活用した家庭学習を通して学力の向上に努めます。
- 小中一貫教育を実施し、義務教育9年間を一体と捉えた指導により、教育内容・方法を充実させ、質の高い教育活動を行います。また、学習や行事などを通じて児童生徒の交流や、小・中学校の教職員が互いの学校で授業を行うなど、小学校から中学校への移行にあたり環境変化に順応できる力を身につけ、進学の際の心理面、学習面でのギャップを軽減します。
- 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携、小学校と中学校の連携により、円滑な接続を図ります。
- こどもや若者が一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能開花させることができるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力などを育成し、国際交流を推進します。
- 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進により、教員が本来求められる役割に対して、その力を存分に発揮できるようにしていきます。
- 多様なニーズを持つ児童に放課後、学習の場を提供し、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。
- こどもに安全で学びやすい学校環境を提供するため、学校施設の整備を進めます。
- 公共施設を活用して、こどもや若者が落ち着いて勉強できる場所を提供します。

#### 【主な施策・事業】

- ICT教育推進事業（学校教育課）
- 中学生海外留学事業（教育センター）
- 毛呂山町ステップアップ教室事業（学校教育課）
- 幼・保・小・中連絡協議会（教育センター）
- 小中一貫教育推進事業（学校教育課）

## (2) 多様な体験

#### 【現状と課題】

- ふれあい中央公民館などを開催し、高齢者とこどもたちの世代間交流を持つとともに、こどもたちに昔の遊びのおもしろさを体験する機会を提供しています。担い手の高齢化により、昔の遊びを教えてくれる高齢者が減少しており、新たな担い手の開拓、イベントの企画が必要です。
- 歴史民俗資料館では、昔の道具の体験や鎌倉街道めぐりなど、子どもたちが郷土の歴史や民俗に興味関心をもつ体験型の学習機会を提供しています。子どもたちが気軽に来館できる交通路の確保が課題です。
- 図書館を中心に、読書活動を推進しています。図書館の読み聞かせボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的実施するとともに、学校において読み聞かせを行っています。

また、図書館では、子どもたちのやる気を引き出すためのコンクールの開催や星空観察など本から得られる知識を実際に活用し、体験するイベントを開催しています。子どもたちに届けたい本をそろえるだけでなく、それを子どもたちに届けるための活動の充実に努めています。

○毛呂山町青少年相談員協議会では、18歳から36歳までの若者が、子どもたちの健やかな成長をサポートするため、サイクリング、キャンプ、遠足などさまざまな活動を行っています。子どもや若者が、自ら考え、主となって行う活動の機会を支援・育成していくことが重要です。

○中学1年生では授業の一環として、町内の商店・事業所で3日間職業体験を行う「社会体験チャレンジ事業」を実施しています。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験活動も行っています。

○小・中学校で手話学習、消費者教育、金融経済教育、租税教室など、社会に関するさまざまな事柄について、意識や役割を理解し学んでいます。また、社会科や理科などの授業で、SDGsなど現代社会の問題について身近なところから取り組み、持続可能な社会の実現を目指す教育（ESD）を実施しています。

○道徳の時間に異文化を理解できるような教材を定期的に扱います。

○人権教育では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学習を行っています。

○大学と教育委員会が連携し、小学生を対象に探求心を育む学びを実施しています。子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供し、学校や家では教わらないことを、大学の先生などが分かりやすく楽しく教えています。

○子どもの健やかな成長を見守り育むため、大学、地域などと連携し、地域学校協働活動を進めています。学校における交流や学校を核とした地域づくりを行い、コミュニティ・スクールの推進に努めています。

#### 【取組の方向性】

○公共施設を活用し、地域の協力による子どもの健全育成、多様な体験活動の機会を提供します。また、幅広い世代の子どもの居場所作りとしての活用を進めていきます。

○図書館を中心に、家庭、地域、学校などで、子どもの読書活動を推進します。また、映画会やおはなし会を通じて物語を楽しんだり、本を通じた知識を実際に体験できる機会を提供したりします。

○子どもや若者が主となる活動を支援します。

○子どもや若者が消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し、責任を持って行動できるよう、消費者教育、金融教育を行います。

○将来を見据えた進路選択ができるよう、さまざまな職業について学び、地域の方から話を聞く機会を充実させるなど、体験的な学習活動の機会を効果的に活用するとともに、その対象の拡大を検討します。

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、世代間交流の推進、子どもの健やかな成長を見守り育むための地域におけるネットワークの構築を進めます。

#### 【主な施策・事業】

○郷土への愛着を育むふるさと学の推進（歴史民俗資料館）

- 読書活動（図書館）
- 世代間交流（生涯学習課）
- 毛呂山町青少年相談員協議会（生涯学習課）
- 中学生社会体験チャレンジ事業（学校教育課）
- 職業体験（生涯学習課、子ども課、こども家庭センター）
- コミュニティ・スクール推進事業（学校教育課）

### （３）スポーツ活動

#### 【現状と課題】

- スポーツフェスタもろやまを開催し、様々なスポーツにふれあう機会、スポーツに親しむ機会を提供しています。
- スポーツ少年団活動では、スポーツ活動をはじめとして、町行事への参加や種目に捉われない交流活動も行われています。少子化の影響などにより、団員が減少傾向にありますが、少年団の幅広い活動がこどもの心身の成長に寄与するため、活動を周知し、新たな団員の確保を支援する必要があります。
- 町内の体育施設の利用時、小・中学生が半数以上いる場合の使用料の減免措置（通常料金の半額）を行っています。また、学校体育施設の開放も行っており、町スポーツ少年団加盟団体については使用料を免除しています。
- 体育授業の充実、学校や地域におけるこどもの体力向上のため、学校では、毛呂山町体力向上推進委員会を設置し、教員の指導力向上に向けた研修会を実施しています。また、中学校で、部活動外部指導員を導入し、地域クラブの体験会を実施するなど、部活動以外の多様な体験ができるよう支援しています。
- 気温が高く、外遊びが難しい時季にも気軽に体を動かせるよう、屋内の遊び場を検討する必要があります。

#### 【取組の方向性】

- すべてのこどもの心身の健康増進や基礎体力が培えるよう、スポーツ少年団の周知やスポーツ活動を体験するイベントなどを開催し、スポーツに親しむ機会をつくります。
- 体育授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組を推進します。
- 部活動の地域連携に向け、スポーツ環境の整備を進めます。
- 公共施設の活用方法を検討し、こどもや若者が、安全に遊びや運動を楽しむことができる環境づくりに努めます。

#### 【主な施策・事業】

- スポーツフェスタもろやま（生涯学習課）
- スポーツ少年団（生涯学習課）
- 総合公園内空調設備設置及び照明LED化工事（生涯学習課）
- スポーツ環境の整備（生涯学習課、学校教育課）
- 毛呂山町体力向上推進委員会（学校教育課）

#### (4) 放課後の居場所づくり、遊び場

##### 【現状と課題】

○児童館では児童厚生員を配置して、遊びを通じたこどもの健全育成活動を行っています。現状では、未就学児や小学生の利用が多く、幅広い世代のこどもの居場所づくりとして活用を進めていく必要があります。

○放課後に学校の図書室などを活用して、子どもの居場所づくりを行っていましたが、低学年の下校時刻が早い日は、高学年の下校時刻まで学校施設を利用することができないため、実施が難しい状況です。

○放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育所では、放課後児童支援員が休息、遊び、おやつ、その他基本的な生活に関する活動を見守り、遊びを通して運動能力や社会性、創造性を育て、季節ごとに文化的行事を行っています。また、自主的な学習をサポートするため学習支援員を配置し、基礎学力の向上に取り組んでいます。

○保護者の働き方が多様化しており、学童保育所のサービスの拡充が求められています。

○学童保育所の育成支援の内容について周知するため、おたよりを配布したり、地域住民が自由に参加できるイベントを開催しています。

○学童保育所では、障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が入所することもあることから、必要に応じ、小学校や専門機関、要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所などの関係機関と連携して対応する必要があります。さらに、放課後児童支援員の果たす役割も大きくなっていることから、研修などによるスキルアップが必要です。

##### 【取組の方向性】

○公民館や図書館などの社会教育施設なども含め、既存の公共施設を活用して、こどもや若者が遊んだり、自由に好きなことをしたりして過ごすことができる居場所や時間を確保し、人との関係性も含め、こどもや若者が「居場所」と感じられる場所づくりを支援し、その周知に努めます。

○こどもや若者の声を聞きながら、ICT器機の活用など、こどもや若者の興味や関心、文化に即した居場所づくりを検討します。

○児童館などで、幅広い年代の利用を促進したり、こどもや若者が好きなことに生き生きと取り組めたりできるよう、イベント内容の充実・検討を行います。また、様々なイベント・活動に積極的に参加できるよう、分かりやすい情報提供を行います。

○学童保育所と放課後子ども教室の一体的な実施をすすめ、低学年児童が高学年児童の下校時刻まで学童保育所で過ごせるように、学童保育所の整備を行います。

○学童保育所と放課後子ども教室の担当課が定期的に会議を開き、すべての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう連携を深めます。

○放課後児童支援員等に対する各種処遇改善事業を継続することで人材を確保し、子育て世帯が働きやすいよう、学童保育所のサービスを拡充します。また、支援が必要な児童に対応するため、研修などによるスキルアップを図ります。

##### 【主な施策・事業】

○放課後の居場所づくりの推進（生涯学習課）

## ○学童保育所整備（子ども課）

### （５）学童期・思春期における心のケア

#### 【現状と課題】

○学童期・思春期における心のケアや相談については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが県から派遣されており、町内４小学校２中学校を巡回し、相談活動や不登校対策を行っています。さらに、町では不登校対策相談員を各中学校に配置しており、相談室で常時相談に応じるとともに、教室に入れたい生徒が相談室に登校できるような体制を整えています。

○教育センター内に教育支援センターを設置し、学校生活に適應できず登校できない児童生徒に対して支援を行い、学校生活への復帰に向けた指導・援助を行っています。町立小学校には校内教育支援センターを設置し、教育支援センター指導員が各小学校を巡回し、相談活動や学習支援、家庭訪問などを実施しています。また、タブレットを活用したオンライン授業など、学習機会の確保、サポートをしています。不登校児童生徒の背景にある要因を分析・検証しながら、学校や関係機関が連携して、サポート体制の強化を図る必要があります。

○教育センターでは、専任相談員が児童生徒、保護者、教育関係者からの来所・電話相談に対して適切な助言などを行っています。

○小・中学校では、生徒指導部会などで、いじめ問題の対応を行っています。また、定期的にいじめに関するアンケートを実施しています。

#### 【取組の方向性】

○フリースクールなどとの連携など、不登校の児童生徒への支援体制を整備します。不登校のこどもの意見を聞きながら、要因分析を行います。

○すべてのこどもが自分の大切さと共に、他人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。また、ＳＯＳの出し方や、友人などからのＳＯＳの受け止め方に関する教育を行います。

○いじめに関する相談体制の充実や、ネットいじめに対する対策を図ると共に、早期発見・早期対応に努めます。

○いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応は、事実の正確な情報共有と継続した観察が必要であるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと、家庭や学校、関係機関との連携による支援を行います。

#### 【主な施策・事業】

○不登校対策推進事業（教育センター）

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（教育センター）

○いじめ問題対策事業（学校教育課）

○専任相談員配置事業（教育センター）

○教育支援センター（教育センター）

○教育センター相談事業（教育センター）

## 5 こどもや若者を守る取組

### (1) 犯罪から守る取組

#### 【現状と課題】

○小・中学校では西入間警察署と連携し、犯罪、事故、災害などから身を守るための防犯教育、安全教育を実施しています。

○防犯ボランティア「ゆず」では、青色回転灯搭載車によるパトロールを小学校の下校時間を中心に実施しています。また、毎月、防犯ボランティア「ゆず」と町職員が情報共有会議を実施しています。

○地域住民による学校応援団が、通学時の見守りを行っています。また、地域では、自主防犯団体の方を中心にパトロールを実施しています。

○防犯ボランティア団体がパトロールを実施することで犯罪抑止効果もありますが、防犯ボランティア団体会員の高齢化や後継者の確保が課題となっています。

○住民の自主防犯行動をうながすため、警察署及び交番からの防犯情報誌を毎月、広報配布日に回覧で配付しています。また、小・中学校の保護者に対して、西入間警察署からの不審者情報を随時通知し、注意喚起、防犯指導をお願いしています。

○「自画撮り被害（注5）」など、インターネットを通じた新たな犯罪が増えています。こどもが犯罪の被害にあわないようにするため、小・中学校で防犯教育を実施しています。

○犯罪被害者などが受けた被害の早期回復と軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するために、毛呂山町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者などが直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関などとの連絡・調整を行っています。特にこどもや若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえた対策が必要です。

（注5）自画撮り被害：同世代の友人を装って相手をだまし、裸の画像などを送らせる手口。インターネット上に流出する危険性がある。

#### 【取組の方向性】

○地域全体でこどもの安全の見守りを行います。

○一人でも多くの方がボランティア活動に参加できるよう、防犯ボランティアに対する支援を行います。

○こどもや若者が犯罪、事故、災害などから、自らを守ることができるよう体験的な学びを含め、発達の程度に応じて体系的な安全教育を推進します。

○こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

#### 【主な施策・事業】

○こどもの安全を見守る活動（生活環境課、学校教育課）

○防犯ボランティア活動支援事業（生活環境課）

○防犯教育（学校教育課）

○犯罪被害者等支援事業（生活環境課）

## (2) 事故から守る取組

○児童などの登下校時に主要な児童横断箇所に交通指導員を配置し立哨指導を行い、事故防止に努めています。また、通学路の安全対策としては、県が中心となって、警察・学校・行政で通学路安全対策検討委員会を組織し、5年毎に一斉点検を行って、対策予定箇所をまとめた整備計画を策定しています。交通量の増加や道路状況が変化する中、安全で円滑な交通環境を整備することが求められています。

○交通安全教育として、各学校で自転車教室を実施するとともに、各校PTAや西入間警察署と連携し、講話による啓発活動を実施しています。小学校卒業時には、卒業記念品として、全児童に自転車用ヘルメットを配布しています。また自転車を利用する際のヘルメットの着用を促進するため、小学6年生までの児童及び高齢者に、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助しています。

○自転車の安全利用の推進を図るため、西入間警察署と連携して、毛呂山町交通安全母の会による親子自転車教室を開催し、親子で自転車の正しい乗り方や交通ルールを学ぶ機会を実施しています。

### 【取組の方向性】

- こどもと子育て家庭にやさしい安全な道路環境の創出にむけて取り組んでいきます。
- 警察などの関係機関と連携を図りながら、交通ルールやマナーを継続的に啓発していきます。
- 参加・体験・実践型の交通安全教育を進めます。交通安全教育にあたる職員の指導力向上に努め、地域における民間の指導者の育成を行います。

### 【主な施策・事業】

- 交通指導員立哨指導（生活環境課）
- 親子自転車教室（生活環境課）
- 交通安全施設整備事業（まちづくり整備課、生活環境課）
- 交通安全関係団体の支援（生活環境課）
- 交通安全教育（学校教育課）
- 自転車通学用等ヘルメット支給事業（学校教育課）
- 自転車用ヘルメット購入費補助事業（生活環境課）

## (3) 非行と自立支援

### 【現状と課題】

○インターネットやゲームへの依存は、生活習慣の乱れ、コミュニケーション、攻撃行動、規範意識などに深く関わっており、こどもの心身の健康への注意が必要です。インターネットの安全な使い方について、こどもや家庭に対する情報の提供や理解を促進するため、小学校に入学する児童の保護者を対象に親の学習講座を開催し、保護者の啓発活動を進めています。

○こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーの習得のため、児童生徒自身によるネットを利用するルールづくり活動を実施しています。

○小・中学校の授業では、道徳教育や情報モラル教育の推進を行っています。また、養護教諭などと連携して、喫煙、薬物などについて、正しい知識を学ぶ薬物乱用防止教育を実施しています。

○青少年育成町民会議では、町内各駅周辺や公園など、青少年の集まりやすい場所を重点的に巡回し、非行防止の啓発活動を実施しています。

○毎年7月を青少年の非行・被害防止全国強化月間にしており、非行防止のため町内の学校を訪問したり、商業施設で啓発品を配布したりして周知啓発を行っています。

○問題を抱えるこどもの立ち直りを支援するため、教育センターで児童生徒やその保護者、教育関係者からの相談に応じています。

#### 【取組の方向性】

○こどもや保護者などに対する啓発を進め、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

○こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や、情報リテラシーの学習支援を行います。インターネットなどへの過度な依存による弊害への啓発を行います。

○保護司会及び更生保護女性会や、青少年を見守る会、PTA、子ども会、青少年相談員などと連携し、インターネットによる性被害防止や薬物の乱用防止などの啓発、非行防止に対する地域の機運醸成を行います。

○教育センターで児童生徒やその家族への相談支援を行います。

#### 【主な施策・事業】

○親の学習講座（生涯学習課）

○非行防止教室の実施（学校教育課）

○青少年育成町民会議補助金（生涯学習課）

○社会を明るくする運動（福祉課）

○教育センター相談支援（教育センター）

## 6 配慮を要するこどもや若者への支援

### (1) 障害などのあるこどもや若者への支援

#### 【現状と課題】

○子育て支援センターなどで子育てについての相談を受け、保健センターの乳幼児教室を利用したり、発達が気になりな子が発育発達相談を受け、必要時、町内の療育施設につなげたりなど、早期に適切な支援を受けることができるよう相談支援体制の充実に努めています。

また、関係機関が保育園の入園や一時預かり、進学相談に応じています。

○発達が気になるこどもを早期発見するため、専門知識を有する者が保育園・幼稚園などを巡回し、保育士などに対してこどもの接し方や保護者への対応方法を助言する発達支援巡回事業を実施し、必要に応じて児童発達支援などの利用につなげ、療育の充実に努めています。児童発達支援などの利用者は増加傾向にあります。

○保健センターの発育発達相談で、医師、公認心理師、言語聴覚士などによる個別の相談指導を行っています。相談ケースが多くなっており、すみやかな相談が難しいことが課題となっています。

○就学支援委員会を年3回開催し、町立小・中学校へ就学予定者及び在籍児童生徒のうち、障害又は障害があると思われるために教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、適正な就学に係る判断や必要な教育的支援を検討し、保護者の意向に寄り添った円滑な支援を実施しています。

○発達障害のあるこどもの可能性を伸ばすため、町内小・中学校に学校支援員を1名ずつ配置し、個別の支援を行っています。また、資質向上のための教職員研修を定期的実施し、発達障害に関する知識や特性を理解し、教育活動に生かした指導を行っています。また、月1回の教育相談部会を実施し、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりに応じた支援を検討しています。

○教育センターにおいて就学相談・教育相談を実施しています。専任相談員が来所・電話相談などのさまざまな相談に応じ、内容によって他機関に繋げ、連携を図りながら支援しています。

○育児をする親に障害のある場合は、状況に応じて、育児支援として障害福祉サービスを提供しています。

○肢体不自由、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害などの疾患について、障害を除去、軽減する手術などの治療にかかる医療費の自己負担分を軽減しています。

#### 【取組の方向性】

○乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を行い、本人や保護者に十分な情報を提供します。

○必要な療育や経済的支援を受けることができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制に努めます。

○医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

○障害のある子ども・若者や、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加を推進します。

○障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り共に安全安心に過ごすことができる環境の整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備充実を両輪として、インクルーシブ教育システム（障害の有無にかかわらず、すべての子どもが学ぶ仕組み）の実現に向けた取組を進めます。

○発達障害のある子どもの可能性を伸ばすため、教員の資質向上を図るとともに、専門家などの協力も得ながら一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

○認定子ども園、幼稚園、保育園、学童保育所において、支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受け入れに当たっては関係機関との連携を図ります。

○特に養育支援を必要とする家庭と把握した場合、関係機関で情報共有、支援内容の協議などを行い、措置による保育園などへの入所や利用措置による家庭支援事業の利用などの支援を行います。また、県の専門的な支援を必要とする場合は、県と連携して対応を行います。

○障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見、治療の推進のため妊婦及び乳幼児に対する健康診査などを推進します。

○発達障害について適切な情報提供、周知を行い、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行います。

○親が障害を持つ家庭などについても、適切な子育てを行えるよう子育て支援事業の充実を図ります。

#### 【主な施策・事業】

○乳幼児教室（こども家庭センター）

○発育発達相談（こども家庭センター）

○教育センター就学・進学相談（教育センター）

○就学支援委員会（教育センター）

○特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）

○障害者等相談支援事業（福祉課）

○障害児通所支援事業、短期入所、日中一時支援事業、移動支援事業（福祉課）

○発達支援巡回事業（こども家庭センター）

○障害者就労支援センター事業（福祉課）

## （2）こどもの貧困対策

#### 【現状と課題】

○家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。こどもの貧困は経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利、利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力を挙げて取り組む必要があります。

○就学援助制度により、低所得世帯などに小・中学生の学用品費、校外活動費などの援助を行っています。

○住宅に困窮している低所得世帯に、住まいのセーフティネットとして、町営住宅を提供しています。

#### 【取組の方向性】

○福祉事務所やアスポートなどの機関及び町内関係課が連携して、生活困窮世帯の積極的な把握に努め、必要な支援につなげています。

○経済的理由により高等教育機関の進学や卒業をあきらめることのないよう、各種制度の案内を周知します。

○生活保護法や児童扶養手当法など、関連するさまざまな法制を一体的に捉えて施策を推進します。

○貧困の状態にある子どもや若者、子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠、出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

○子どもの貧困の背景には、さまざまな社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、子どもの貧困に対する社会の理解を促進します。

#### 【主な施策・事業】

○生活困窮世帯の把握、連携支援（子ども家庭センター）

○生活保護等に関する相談（子ども家庭センター、福祉課）

○子どもの貧困に関する啓発（子ども家庭センター）

○就学援助制度（学校教育課）

○町営住宅の提供（管財課）

### （3）ひとり親家庭などへの支援

#### 【現状と課題】

○ひとり親家庭などについては、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、家庭の実情に応じたきめ細かい相談や支援が必要です。

○福祉事務所などと連携し、保護者の状況にあった就労支援を行っています。

○ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給しています。また、ひとり親家庭において、保護者が医療機関を受診した場合の医療費の負担金を助成しています。

#### 【取組の方向性】

○仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭は、時間の貧困に陥りやすいため、親子で心を穏やかに過ごす時間を持たないことにも注意し、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、家庭能力それぞれの状況に応じて生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。

○相談に来ることを待つのではなく、プッシュ型による相談支援を行います。また、子ども課や福祉課などの関係部署と子ども家庭センターが連携し、さまざまな課題に対して、必要な支援につなげることができる体制を構築します。

#### 【主な施策・事業】

- ひとり親家庭などへのプッシュ型相談支援（こども家庭センター、子ども課）
- 児童扶養手当（子ども課）
- ひとり親家庭等医療費支給事業（子ども課）

### （４）ヤングケアラー対策

#### 【現状と課題】

- 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで、学業や友人関係などに支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じます。しかし、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらく、正確な状況を把握することが困難な状況です。
- ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事や子育ての支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施しています。

#### 【取組の方向性】

- 福祉、介護、医療、教育などの関係者が情報共有や連携を図り、早期発見把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。
- 家族の世話などに関わる負担を軽減または解消するために、家庭に対する適切なアセスメントを行い、個々の家庭の状況に適したサポートプランを作成し、世帯全体を支援します。

#### 【主な施策・事業】

- ヤングケアラーの早期発見（こども家庭センター、学校教育課、福祉課、高齢者支援課）
- サポートプランの作成（こども家庭センター）
- 子育て世帯訪問支援事業（こども家庭センター）

### （５）虐待・社会的養護

#### 【現状と課題】

- 虐待の件数は増加しており、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。虐待に至った親にも、自らの経験や貧困、疾病、障害などの様ざまな困難が背景にある場合が多く、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を行うことが重要です。
- 「要保護児童対策地域協議会」により、関係機関が情報共有、連携して児童虐待の防止、対策に取り組んでいます。社会的養護が必要なこどもについては、児童相談所などの関係機関との連携のもと、こどもが心身ともに健やかな環境で過ごせるように配慮していくことが重要です。
- 保健師などの訪問指導や、子育て家庭訪問支援事業により、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰を支援しています。

#### 【取組の方向性】

○こども家庭センターを中心に、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会などと一体になって継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化します。

○こどもに関わる機関や団体、地域住民の見守りなど、地域ぐるみによる虐待の早期発見・早期対応に向けて、児童相談所や町への通告義務があることも含めて、広く周知を行います。

○親子関係修復のための助言を行ったり、体罰がこどもに与える悪影響を親に伝えたりするなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、子育てに困難を抱える世帯に対して包括的な支援を行います。

**【主な施策・事業】**

○要保護児童対策地域協議会（こども家庭センター）

○虐待に関する啓発（こども家庭センター）

○民生委員・児童委員及び主任児童委員による活動（福祉課）

## 7 結婚・出産の希望実現

### (1) 次代の親の育成

#### 【現状と課題】

○小・中学校で、保健体育科の授業や、集団宿泊活動の事前指導などにおいて、性に関する健全な意識を育成し、性や性感染症予防、妊娠、出産、育児に関する正しい知識、性の逸脱行動の問題などについて教育・啓発の推進を行っています。

○中学校では埼玉医科大学と連携し、妊婦体験や赤ちゃん抱っこ体験、赤ちゃん人形などを使って赤ちゃんのことを学ぶ授業を行っています。

○中学1年生の「社会体験チャレンジ事業」では、保育園・幼稚園、子育て支援センターなどを訪問し、乳幼児とふれあう社会体験活動を実施しています。

#### 【取組の方向性】

○中学生、高校生、大学生などが、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を行います。

○子どもや若者が、発達に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していきます。

#### 【主な施策・事業】

○乳幼児とふれあう機会（学校教育課、子ども課、子ども家庭センター）

○性教育（学校教育課、生涯学習課）

### (2) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

#### 【現状と課題】

○町、町内企業、各種団体などが連携して「毛呂山町婚活支援ネットワーク」を設立し、婚活イベントの実施、支援、周知を行い、町全体で結婚を希望する男女を応援する機運を醸成しています。

○出会いを求める方々の橋渡しを行う毛呂山町の結婚支援ボランティア「毛呂山町赤い糸見つけ隊」が、結婚を希望する独身男女の出会いの場の仲立ち、交際や結婚に関する相談、助言など、結婚成立に向けた支援を行っています。

○町や川越都市圏まちづくり協議会で、婚活イベントを開催し、結婚を希望する方の出会いのきっかけづくりを行っています。

○大学等を卒業後、正規職員として就職し毛呂山町に在住する方を対象に、在学時に借り入れた奨学金返還金額の一部を補助しています。

○新規住宅や空き家を購入し、5年を超えて居住しようとする方に対して、購入費用の一部を補助しています。

○新婚に伴う新生活を経済的に支援するため、新規に婚姻した世帯を対象に住宅の賃借費用を補助しています。

○若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方があることを大前提として、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進め、社会全体で若い世代を支えていくことが必要です。

**【取組の方向性】**

- 広域での展開、官民連携により、出会いの場の機会の創出、支援を行います。
- 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。
- 子育て世代が町営住宅を利用しやすくなるよう、入居要件の見直しを行います。

**【主な施策・事業】**

- 毛呂山町婚活支援ネットワーク（企画財政課）
- 赤い糸見つけ隊（企画財政課）
- 婚活イベントの開催（企画財政課）
- 結婚新生活支援事業（企画財政課）
- 毛呂山町未来応援奨学金返還支援事業（企画財政課）
- 毛呂山町定住促進補助事業（企画財政課）

### （3）仕事、ワーク・ライフ・バランス

**【現状と課題】**

- ニーズ調査によると、家事・育児負担が女性に集中しています。夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを地域社会全体で支援する機運を醸成する必要があります。
- 広報もろやまに「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事を掲載し、ワーク・ライフ・バランスに対する啓発を行っています。また、人権教育で男女平等の理念の周知・啓発を行っています。
- こども家庭センターでは、父親が子育てについて学ぶ機会として、「パパママ教室」において、親になる役割について公認心理師による講義や、沐浴実習・妊婦体験を実施しています。
- 子育て支援センターでは「パパと遊ぼう！」などの事業により、父親や母親、子どもたちが一緒にふれあう機会をつくることで、家族で楽しい時間を過ごしながらかどもの成長を感じたり、こどもとの関わり方を学んだりする機会を提供しています。

**【取組の方向性】**

- 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、子育て支援事業の充実を図ります。
- 仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解を促進するために、インターネットや広報などを活用して啓発を行います。
- 男女平等の理念を推進する教育の充実を図ります。
- 男性の家事・育児への参加を促すため、家事・育児に関する知識や情報を発信します。また、男性が子育てイベントに参加しやすいようイベントの企画や周知内容・方法を工夫します。

**【主な施策・事業】**

- 男女共同参画推進会議（総務課）
- ワーク・ライフ・バランスの啓発（総務課）

○父親に対する子育て教育（こども家庭センター）

## 第5章 計画推進のために

### 1. 取組方針

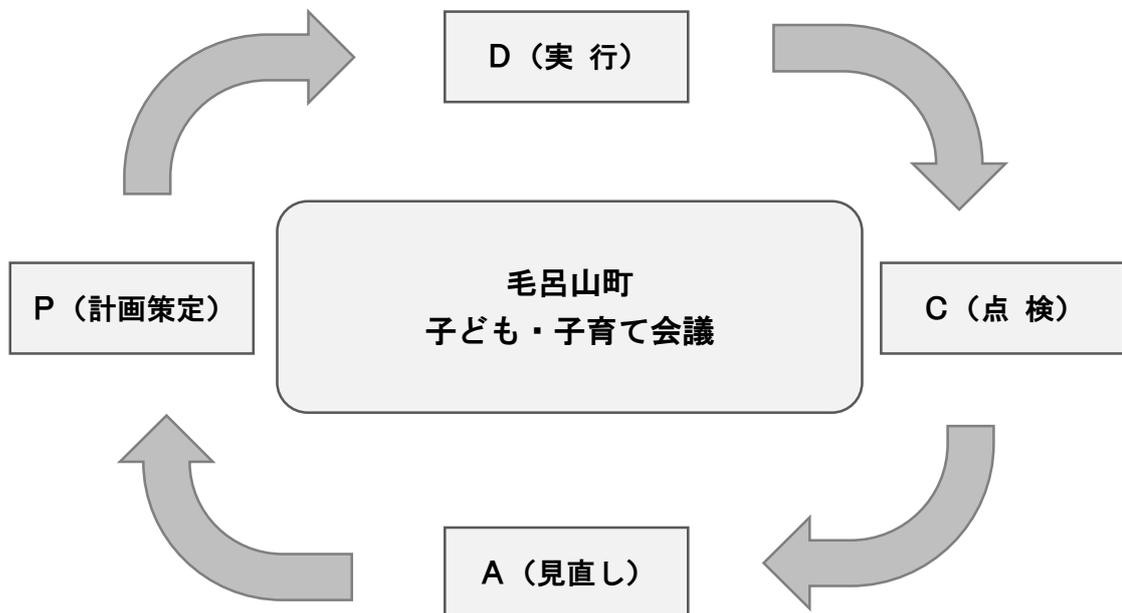
子育て支援は社会全体で取り組むという観点から、毛呂山町のすべての家庭や事業主、幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設、障害児支援等の専門機関、子育て支援活動をしている団体等が連携・協力して計画を推進していきます。

### 2. 計画の進行管理

子育て中の保護者、子ども・子育て関連事業者、学識経験者等からなる「毛呂山町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の実施状況の確認と検討を行います。

Plan（計画策定）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。

#### ■ PDCAサイクル



### 3. 成果指標

本計画の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

#### 1 こどもや若者の権利擁護・権利保障、意見の反映

指標	現状値	目標値
子どもタウンミーティングにおける提案の取組反映数	1件	7件
子どもタウンミーティングにおける提案内容について、5年間で延べ7件を施策に反映させることを目指します。		
担当課：企画財政課		

#### 2 親と子の健康・医療の充実

指標	現状値	目標値
小児肥満度の割合	小学4年 3.2%	減少傾向
	中学2年 6.5%	減少傾向
学校定期健康診断で肥満度30%以上の児童、生徒の割合について、現状値より減少傾向となることを目指します。		
担当課：保健センター、学校教育課		

#### 3 子育て支援の充実

指標	現状値	目標値
育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合（※）	61.9%	68.0%
育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合について、5年間で68.0%（+6.1%）まで上昇させることを目指します。 （※）町で実施する3歳児健康診査票を基に算出します。保育園・幼稚園入園時期の保護者の心身状況を確認する項目です。		
担当課：こども家庭センター		

#### 4 質の高い公教育の実施

指標	現状値	目標値
不登校児童数の割合	小学生 1.50%	0.50%
	中学生 8.64%	2.50%
不登校児童・生徒数の割合について、5年間で小学生では0.50% (-1.0%)、中学生では2.50% (-6.14%) まで減少させることを目指します。		
担当課：学校教育課		

#### 5 こどもや若者を守る取組

指標	現状値	目標値※
高校生以下の人身事故発生件数	10件/年	9.5件/年
高校生以下の人身事故発生件数について、5年間で9.5件 (-5%) まで減少させることを目指します。		
※目標値は、令和7～11年の5年間の平均値から算出します。		
担当課：生活環境課		

#### 6 配慮を要するこどもや若者への支援

指標	現状値	目標値
サポートプランの作成数	1件	50件
こども家庭センターで作成するサポートプランについて、5年間で延べ50件作成することを目指します。		
担当課：こども家庭センター		

#### 7 結婚・出産の希望実現

指標	現状値	目標値
男性の育児休業取得率	10.5%	15.5%
ニーズ調査で育児休業を取得したと回答する男性の割合を5年間で15.5% (+5%) まで上昇させることを目指します。		
担当課：総務課、こども家庭センター		

## 毛呂山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日  
条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、毛呂山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年毛呂山町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額 10,000円
	委員	〃 8,000円

## 毛呂山町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

(敬称略)

No.	選出区分	所属等	役職	氏名	備考
1	1号委員	保育園保護者代表		金井 あすか	
2	1号委員	幼稚園保護者代表		小笠原 唯之	
3	1号委員	毛呂山小学校 PTA会長	会長	五十嵐 禎幸	
4	2号委員	商工会青年部副部長		吉田 武史	
5	3号委員	光の家療育センター		浅田 いづみ	
6	4号委員	幼稚園協会代表		村田 善忠	任期 R5. 4. 1～R6. 3. 31
				磯 哲也	任期 R6. 4. 1～R7. 3. 31
7	4号委員	私立保育園園長		三浦 富美子	
8	4号委員	放課後児童支援員		高橋 百合	
9	5号委員	山村学園短期大学 子ども学科准教授		室井 佑美	
10	6号委員	民生委員 NPO法人副代表		秋和 敏彦	
11	6号委員	主任児童委員		杉田 小百合	
12	6号委員	青少年を見守る会 代表	副会長	柳澤 亜樹子	

## 策定経過

日 時	内 容
令和5年 9月29日（金）	令和5年度第1回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第3期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
10月20日（金）	令和5年度第2回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○第3期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
11月10日（金） ～12月20日（水）	子ども・子育て支援についてのアンケート調査の実施
令和6年 3月29日（金）	令和5年度第3回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○令和5年度毛呂山町子ども・子育て支援事業施策の実施状況について ○第3期毛呂山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書について
8月15日（木）	令和6年度第1回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○毛呂山町こども計画の骨子について ○保育・教育サービスの見込み量について
10月18日（金）	令和6年度第2回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○毛呂山町こども計画「子育て支援施策」について
11月15日（金）	令和6年度第3回毛呂山町子ども・子育て会議 〔議題〕 ○保育・教育サービスの見込み量について ○毛呂山町こども計画「子育て支援施策」について
令和7年 1月1日（水） ～2月2日（日）	パブリックコメントの実施
2月7日（金）	令和6年度第4回毛呂山町子ども・子育て会議 ○令和6年度毛呂山町子ども・子育て支援事業施策の実施状況について ○毛呂山町こども計画について

# 毛呂山町こども計画

[令和7年度～令和11年度]

令和7年3月

発行：毛呂山町

編集：毛呂山町子ども課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL：049-295-2112（代表） FAX：049-295-0771